

内閣府

番号	制度名
内閣府	
内閣01	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長 (オフィス減税、雇用促進税制)
内閣02	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長
内閣03	国家戦略特区における所得控除制度の延長
内閣04	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長
内閣05	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長

＜令和2年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R1内閣01-1）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長 (地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) (オフィス減税)											
措置の内容	平成29年度時点	地方活力向上地域特定業務施設整備計画について地域再生法の認定を受けた法人が、認定後2年経過日までに、地方活力向上地域内において、特定建物等の取得等をした場合には、取得価額の①15% (移転型計画の場合には25%)の特別償却又は②4% (移転型計画の場合には7%)の税額控除 (当期の法人税額の20%を限度) ができる。										
	平成30年度税制改正以後	移転型事業の対象地域に準地方活力向上地域とされた近畿圏の中心部及び中部圏の中心部が追加された。										
	令和元年度税制改正以後	従前どおり										
政策目的	企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出すること。											
評価対象税目	義務対象			努力義務対象								
	法人税	法人住民税	法人事業税									
関係条項	措法第42条の11の3、第68条の15											
要望内容	企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制を延長するとともに、人手不足を踏まえた雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充等を行う。											
創設年度	H27	過去の政策評価の実績	H27内閣04、H28内閣02、H29内閣01、H30内閣01-1								区分	拡充・延長

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態													租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況 (効果)														
	適用件数 (法人税・件)			(参考) 適用実態調査における適用件数 (法人税・件)	減収額 (法人税・百万円)			(参考) 適用実態調査における適用額の上 位10社割合 (法人 税 (特別償 却)・%)	(参考) 適用実態調査における適用額の上 位10社割合 (法 人税 (特別控 除)・%)	減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			(参考) 適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)	目標①				目標②										
														「企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する」(令和元年度評価時から)				「2020年までの5年間で雇用者数増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加」(平成30年度評価時)										
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度	目標値 (件)	将来予測		実績		租税の直接的効果	目標達成度			
																				累計	単年度	累計	単年度					
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
H27	不明	4	-	4	不明	▲151.3	-	-	不明	▲27.8	-	▲37.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	不明	77	77	不明	-
H28	900	20	2.2%	20	▲3,331.5	▲1,582.3	47.5%	-	99.3%	▲429.8	▲14.1	3.3%	▲17.7	-	-	-	-	-	-	-	不明	0	157	80	不明	-		
H29	94	31	33.0%	31	▲1,636.6	▲1,531.4	93.6%	-	90.1%	▲411.1	▲27.0	6.6%	▲34.5	-	-	-	-	-	-	-	不明	94	228	71	不明	-		
H30	606	25	4.1%	-	▲4,041.0	▲1,996.8	49.4%	-	-	▲1,095.6	▲260.8	23.8%	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	11	322	94	不明	-		
R1	41	-	-	-	▲1,967.4	-	-	-	-	▲143.1	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	339	17	-	-		
R2	54	-	-	-	▲3,610.0	-	-	-	-	▲760.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
R3	59	-	-	-	▲3,940.0	-	-	-	-	▲830.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
R5~/未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(注) 内閣01は、評価書に記載されている関係条項別 (オフィス減税分、雇用促進税制分) に「点検シート」及び「点検結果表」を作成している。

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長（オフィス減税）
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（2020年までの5年間で、雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加）を変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 企業の地方拠点強化等に関しては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2018年改訂版」において、2020年までの達成目標として「本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加」「雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加」を掲げております。現在、2020年以降の達成目標については、本年12月下旬に閣議決定予定の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において新たに提示する予定のため、現時点では、2020年以降の達成目標をお示しすることができない状況です。新たな達成目標を定めた時点で、改めてお示しさせていただきます。</p> <p>② ①と同様、企業の地方拠点強化等に関しては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2018年改訂版」において、2020年までの達成目標として「本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加」「雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加」を掲げております。現在、2020年以降の達成目標については、本年12月下旬に閣議決定予定の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において新たに提示する予定のため、現時点では、2020年以降の達成目標をお示しすることができない状況です。新たな達成目標を定めた時点で、改めてお示しさせていただきます。</p> <p>③ 上記のとおり、2020年以降の達成目標に関しては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たり見直しの必要性を検討している状況です。現時点で、既存の達成目標を変更することが決まっているわけではありませんが、これまでの政策の成果や足下の状況等を踏まえて、現行の達成目標を変更すべきかどうか、検討を行う必要があると認識しております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 「現在、2020年以降の達成目標については、本年12月下旬に閣議決定予定の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において新たに提示する予定のため、現時点では、2020年以降の達成目標をお示しすることができない状況です。新たな達成目標を定めた時点で、改めてお示しさせていただきます」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「2020年以降の達成目標に関しては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たり見直しの必要性を検討している状況です」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成30年度）について、「整備計画の認定を受けた企業からの報告及び過去の適用実績をもとに推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 平成27～29年度の適用数については、評価書に記載のとおり、各年度の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」から数字を引用し、特別償却と税額控除の合計件数を記載しております。それぞれの合計と内訳は、平成27年度4件（特別償却2件、税額控除2件）、平成28年度20件（特別償却4件、税額控除16件）、平成29年度31件（特別償却7件、税額控除24件）となります。なお平成30年度については、別添資料1にてお示しさせていただきます。</p> <p>② ご指摘の事項については、別添資料1にてお示しさせていただきます。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和2年度及び3年度）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（令和元年度）について、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の適用数（令和元年度）について、「整備計画の認定を受けた企業からの報告及び過去の適用実績をもとに推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘の事項については、別添資料2にてお示しさせていただきます。</p> <p>② ご指摘の事項については、別添資料1にてお示しさせていただきます。</p> <p>③ ご指摘の事項については、別添資料1にてお示しさせていただきます。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「オフィス減税の適用件数は、認定企業のうち、実績調査でオフィス減税を適用した（する）と回答した企業の割合（46%）をもとにオフィス減税の適用を54件と推計」及び「オフィス減税の適用件数は、認定企業のうち、実績調査でオフィス減税を適用した（する）と回答した企業の割合（46%）をもとにオフィス減税の適用を59件と推計」との説明では、将来の適用数（令和2年度及び3年度）について、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「準地方活力向上地域については、令和元年度の適用見込みの回答はなかったが、準地方活力向上地域の府県への聞き取りにより3件と推計した」との説明では、当該推計の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成30年度）について、「平成30年度以降は、国税は認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。地方税は「地方法人二税に係る減収額算定方法について（総務省）」に基づいて推計」と説明されているが、算定根拠（計</p>
--

算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。）が明らかにされていない。
③ 過去の減収額（平成27年度及び28年度）について、「平成27～29年度は、国税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、地方税は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」をもとに記載。ただし特別償却については、法人税率を乗じて推計」と説明されているが、平成27年度の法人税率は23.9%、28年度の法人税率は23.4%であり、計算結果が評価書の記載と一致しない。
【内閣府の補足説明】
① ご指摘の事項については、別添資料3にてお示しさせていただきます。
② ご指摘の事項については、別添資料3にてお示しさせていただきます。
③ ご指摘の事項については、別添資料3にてお示しさせていただきます。
【点検結果】
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（令和2年度及び3年度）が年度ごとに予測されていない。
② 将来の減収額について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
③ 将来の減収額（令和元年度）について、「平成30年度以降は、国税は認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。地方税は「地方法人二税に係る減収額算定方法について（総務省）」に基づいて推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① ご指摘の事項については、別添資料2にてお示しさせていただきます。
② ご指摘の事項については、別添資料2にてお示しさせていただきます。
③ ご指摘の事項については、別添資料3にてお示しさせていただきます。
【点検結果】
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（2020年までの5年間で、雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
② 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数7件（平成29年度の特別償却）は、10件未満と僅少であり、その原因については、「整備計画の認定を受けた企業のうち、実際に整備事業を進めていく過程で、企業内の事情変更や財務状況（利益法人でなくなる）等の各種要因により本税制の適用要件を満たすことが困難となり、利用を断念した事例が整備計画の認定を受けた企業による実績報告にも見られ、これが本税制の適用件数や適用額が少ない要因の一つと考えられる」と説明されているが、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が所期の達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。
③ 租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合90.1%（平成29年度の税額控除）は、8割超であり、特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が所期の達成目標（2020年までの5年間で、雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加）の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。
④ 過去の適用数25件（平成30年度）が前回評価時の将来予測606件とかなり離れているに

もかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が所期の達成目標（2020年までの5年間で、雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加）の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 所期の達成目標（2020年までの5年間で、雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加）に対する本税制の直接的な効果は、政策評価書において記載させていただいた「整備計画の認定状況」に示しているとおり、制度創設から令和元年7月までに、339件の整備計画を認定しています。この整備計画は、本税制の適用を前提として企業が都道府県から認定を受けるものです。ご指摘のとおり、企業の本社機能の一部移転や地方拠点の強化の判断は、経済情勢の変化を含むビジネスに関する様々な要素を考慮した上での経営判断となりますが、整備計画の認定を受けた企業の97%以上が計画時点では本税制の適用を予定していることに鑑みると、本税制は企業の地方拠点強化等に係る重要な政策手段のひとつとして、その達成目標の実現に一定程度貢献していると考えています。なお、ご提案いただいたアンケート調査については、前述のとおり効果は把握済みと認識しておりますので、現時点で改めて実施する予定はございませんが、必要に応じて検討させていただきます。
② オフィス減税については、支援措置として①特別償却と②税額控除のいずれかを企業が選択して適用することになっております。平成29年度における①特別償却の適用実績はご指摘のとおり7件ですが、②税額控除の適用実績は24件であり、オフィス減税全体としては、31件の適用実績を挙げております。企業が①②いずれを選択適用するかは、企業の経営方針として①②いずれにメリットがあるかと考えるか、という経営判断に基づくものであり、①②いずれかの実績のみをもって説明できるものではありません。したがって、10件以下の僅少な実績であるというご指摘は、当たらないものと考えております。なお平成29年度の適用実績（31件）は、オフィス減税の適用実績としては制度創設以来、過去最多となるものであり、今後のさらなる適用実績の増加が期待されます。
③ 本税制の適用額の前提となる設備投資額の実績については、公表資料では個社レベルの内訳まで把握できないため正確な分析は困難ですが、本税制においては設備投資額の下限値を2,000万円（中小企業は1,000万円）以上としているものの上限値は設定されていないため、大きな設備投資が複数案件ある場合には、これらの案件が適用額に占める割合が増大することも当然起こり得るものと承知しております。設備投資額が大きということは、大規模な地方拠点強化の案件であると言え、その投資によって地方において創出される雇用機会や経済への波及効果も大きくなると見込まれることから、達成目標の実現への貢献度も高いと考えられます。なお、本税制は、適用額の大部分を少数の者が占めたとしても、それによって支援を受けられる者が限定されるものではありません。
④ 評価書にもお示ししたとおり、本税制は、企業の地方拠点強化等のための重要な政策手段のひとつである一方、達成目標の実現のためには、関連施策を総動員して、総合的に取り組む必要があります。前回評価時に挙げた将来予測は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017年改訂版」に掲げた企業の地方拠点強化等に関する2020年までの達成目標（「本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加」「雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加」）について、そのまま本税制の適用対象となると仮定して算出したため、結果として、本税制の適用実績との間に乖離が生じることとなりました。本税制が達成目標の実現に向けて一定程度貢献していると考えているのは前述のとおりですが、これまでの本税制の適用実績や過去の政策評価におけるご指摘等も踏まえ、今般お示しさせていただいた将来予測においては、より実態を反映した数値を提示しております（具体的な将来予測の根拠については、別添資料をご参照ください）。
【点検結果】
① 「整備計画の認定を受けた企業の97%以上が計画時点では本税制の適用を予定していることに鑑みると、本税制は企業の地方拠点強化等に係る重要な政策手段のひとつとして、その達成目標の実現に一定程度貢献していると考えています」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

- ② 「オフィス減税については、支援措置として①特別償却と②税額控除のいずれかを企業が選択して適用することになっております。平成29年度における①特別償却の適用実績はご指摘のとおり7件ですが、②税額控除の適用実績は24件であり、オフィス減税全体としては、31件の適用実績を挙げております。企業が①②いずれを選択適用するかは、企業の経営方針として①②いずれにメリットがあるかと考えるか、という経営判断に基づくものであり、①②いずれかの実績のみをもって説明できるものではありません。したがって、10件以下の僅少な実績であるというご指摘は、当たらないものと考えております」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていません。
- ③ 「設備投資額が大きいということは、大規模な地方拠点強化の案件であると言え、その投資によって地方において創出される雇用機会や経済への波及効果も大きくなると見込まれることから、達成目標の実現への貢献度も高いと考えられます。なお、本税制は、適用額の大部分を少数の者が占めたとしても、それによって支援を受けられる者が限定されるものではありません」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていません。
- ④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

【点検結果】

- ① 別添資料2における説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 「整備計画の認定を受けた企業の97%以上が計画時点では本税制の適用を予定していることに鑑みると、本税制は企業の地方拠点強化等に係る重要な政策手段のひとつとして、その達成目標の実現に一定程度貢献していると考えている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(1)、(3)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(7) 将来の効果

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 達成目標（企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する）に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。
- ② 達成目標（企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ③ 将来の適用数41件（令和元年度）が平成30年度の評価書における同年の予測406件と大きく乖離しているにもかかわらず、その原因が分析されていない。
- 【内閣府の補足説明】
- ① ご指摘の事項については、別添資料2にてお示しさせていただきます。
- ② 2020年以降の達成目標については、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあわせて検討中の状況においては、達成目標に対する本税制の効果を現時点でお示しすることは困難です。その上で、達成目標に対する本税制の効果については、「整備計画の認定状況」に基づいてお示しすることになります。これは、前述のとおり、企業の本社機能の一部移転や地方拠点の強化の判断は、経済情勢の変化を含むビジネスに関する様々な要素を考慮した上での経営判断となりますが、整備計画の認定を受けた企業の97%以上が計画時点では本税制の適用を予定していることに鑑みると、本税制は企業の地方拠点強化等に係る重要な政策手段のひとつとして、その達成目標の実現に一定程度貢献していると考えているからです。現時点での将来的な認定の見込みについては、別添資料にてお示しさせていただきます。なお、ご提案いただいたアンケート調査については、前述のとおり効果は整備計画の認定件数によって把握できると認識しておりますので、現時点で改めて実施する予定はございませんが、必要に応じて検討させていただきます。
- ③ 前述のとおり、本税制は、企業の地方拠点強化等のための重要な政策手段のひとつである一方、達成目標の実現のためには、関連施策を総動員して、総合的に取り組む必要があります。前回評価時に挙げた将来予測は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017年改訂版」に掲げた企業の地方拠点強化等に関する2020年までの達成目標（「本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加」「雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加」）について、そのまま本税制の適用対象となると仮定して算出しております。今般お示しさせていただいた将来予測においては、これまでの本税制の適用実績や過去の政策評価におけるご指摘等も踏まえ、より実態を反映した数値を提示しておりますので、結果として、過去の将来予測との間に乖離が生じることとなりました。

<令和2年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R1内閣01-2)

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

制度名 (措置名)	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長 (特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) (雇用促進税制)	
措置の内容	平成29年度時点	(1) 次の①から④までの要件を満たす場合には、40万円に特定地域基準雇用者数を乗じて計算した金額の税額控除(当期の法人税額の10%(中小企業等等は20%)を限度)ができる。 ① 適用年度等において事業主都合による離職者がいないこと ② 基準雇用者数が5人以上(中小企業等等は2人以上)であること ③ 基準雇用者割合が10%以上であること又は前期末の雇用者の数が零であること ④ 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること (2) 地域再生法の認定事業者が、上記(1)の要件のうち③以外の要件を満たす場合には、次の金額の合計額の税額控除(上記(1)及び地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の税額控除と合計して当期の法人税額の30%を限度)ができる。 ① 30万円(上記(1)③の要件も満たす場合には60万円)に、地方事業所基準雇用者数のうち特定新規雇用者数に達するまでの数に乗じて計算した金額 ② 20万円(上記(1)③の要件も満たす場合には50万円)に、新規雇用者総数から特定新規雇用者数を控除した数のうちその新規雇用者総数の40%相当数に達するまでの数とその地方事業所基準雇用者数からその新規雇用者総数を控除した数とを合計した数に乗じて計算した金額 ③ 10万円(上記(1)③の要件も満たす場合には40万円)に、新規雇用者総数から特定新規雇用者数を控除した数のうちその新規雇用者総数の40%相当数を超える部分の数に乗じて計算した金額 (3) 上記(2)の適用を受ける又は受け付けた地域再生法の認定事業者は、30万円に地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額の税額控除(上記(1)、(2)及び地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の税額控除と合計して当期の法人税額の30%を限度)ができる。
	平成30年度税制改正以後	・ 上記(1)の措置を廃止(平成30年4月1日開始した事業年度について適用) ・ 上記(2)の措置について、(2)③を廃止し、(2)①及び②に係る税額控除額を上乗せする要件を基準雇用者割合が8%以上(移転型事業は5%以上)であることとする。 ・ 上記(3)の措置における地方事業所特別税額控除限度額を、特定業務施設が準地方活力向上地域内にある場合には、20万円に地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額とする。 ・ 税額控除額の上限を当期の法人税額の20%(改正前：30%)に引下げ
	令和元年度税制改正以後	従前どおり
政策目的	企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出すること。	
評価対象税目	義務対象	努力義務対象
	法人税 法人住民税	
関係条項	措法第42条の12、第68条の15の2	
要望内容	企業の本社機能移転等を促進し、地方拠点強化税制を延長するとともに、人手不足を踏まえた雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充等を行う。	
創設年度	H27	過去の政策評価の実績 H27内閣04、H28内閣02、H29内閣01、H30内閣01-2
		区分 拡充・延長

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況(効果)											
	適用件数 (法人税・件)			(参考)	減収額 (法人税・百万円)			(参考)	減収額 (法人住民税・百万円)			(参考)	目標① 「企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する」(令和元年度評価時から)					目標② 「2020年までの5年間で、本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加」(平成30年度評価時)						
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値(累計)(人)	将来予測		実績		租特の直接的効果	目標達成度
																			累計	単年度	累計	単年度		
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H27	不明	7	-	7	不明	▲3.8	-	不明	▲0.5	-	内訳不明	-	-	-	-	-	-	-	不明	不明	4,447	4,447	不明	-
H28	1,500	5	0.3%	5	▲7,370.0	▲4.9	0.1%	-	▲950.7	▲0.6	0.1%	内訳不明	-	-	-	-	-	-	不明	8,190	7,672	3,225	不明	-
H29	18	7	38.9%	11	▲73.0	▲49.1	67.2%	内訳不明	▲9.4	▲6.3	67.0%	内訳不明	-	-	-	-	-	-	不明	不明	10,465	2,793	不明	-
H30	1,417	13	0.9%	-	▲6,307.0	▲112.7	1.8%	-	▲814.0	▲14.5	1.8%	-	-	-	-	-	-	-	不明	8,045	13,878	3,413	不明	-
R1	9	-	-	-	▲109.6	-	-	-	▲7.7	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-	14,148	270	-	-
R2	24	-	-	-	▲169.0	-	-	-	▲12.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R3	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R5~未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 内閣01は、評価書に記載されている関係条項別(オフィス減税分、雇用促進税制分)に「点検シート」及び「点検結果表」を作成している。

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長（雇用促進税制）
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇創出する）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇創出する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（2020年までの5年間で、本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加）を変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 企業の地方拠点強化等に関しては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2018年改訂版」において、2020年までの達成目標として「本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加」「雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加」を掲げております。現在、2020年以降の達成目標については、本年12月下旬に閣議決定予定の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において新たに提示する予定のため、現時点では、2020年以降の達成目標をお示しすることができない状況です。新たな達成目標を定めた時点で、改めてお示しさせていただきます。</p> <p>② ①と同様、企業の地方拠点強化等に関しては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2018年改訂版」において、2020年までの達成目標として「本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加」「雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加」を掲げております。現在、2020年以降の達成目標については、本年12月下旬に閣議決定予定の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において新たに提示する予定のため、現時点では、2020年以降の達成目標をお示しすることができない状況です。新たな達成目標を定めた時点で、改めてお示しさせていただきます。</p> <p>③ 上記のとおり、2020年以降の達成目標に関しては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たり見直しの必要性を検討している状況です。現時点で、既存の達成目標を変更することが決まっているわけではありませんが、これまでの政策の成果や足下の状況等を踏まえて、現行の達成目標を変更すべきかどうか、検討を行う必要があると認識しております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 「現在、2020年以降の達成目標については、本年12月下旬に閣議決定予定の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において新たに提示する予定のため、現時点では、2020年以降の達成目標をお示しすることができない状況です。新たな達成目標を定めた時点で、改めてお示しさせていただきます」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「2020年以降の達成目標に関しては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たり見直しの必要性を検討している状況です」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成30年度）について、「出典：「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数（厚生労働省）」より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘の事項については、別添資料4にてお示しさせていただきます。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和2年度及び3年度）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（令和元年度）について、「出典：「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数（厚生労働省）」より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘の事項については、別添資料2にてお示しさせていただきます。</p> <p>② ご指摘の事項については、別添資料4にてお示しさせていただきます。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、令和3年度の適用数が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成30年度の法人税）について、「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数（厚生労働省）」をもとに推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人住民税）について、地方税法に基づき把握される影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘の事項については、別添資料4にてお示しさせていただきます。</p> <p>② ご指摘の事項については、別添資料5にてお示しさせていただきます。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「税額控除実施法人は移転型2件、拡充型11件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が1:9とすると、移転型・大企業0件、移転型・中小企業2件、拡充型・大企業1件、拡充型・中小企業10件となる」との説明では、1:9の根拠が明らかでなく、過去の減収額（平成30年度の法人税）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 別添資料5における説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和2年度及び3年度）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（令和元年度の法人税）について、「雇用促進計画受付件数・達成状況</p>

<p>報告件数（厚生労働省）」をもとに推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。）」が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の減収額（令和元年度の法人住民税）について、「地方法人二税に係る減収額算定方法について（総務省）」に基づいて試算」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。）」が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘の事項については、別添資料2にてお示しさせていただきます。</p> <p>② ご指摘の事項については、別添資料5にてお示しさせていただきます。</p> <p>③ ご指摘の事項については、別添資料5にてお示しさせていただきます。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、令和3年度の減収額が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 指摘事項への回答が示されているのは別添資料4ではないか。別添資料4の記載が回答であると解すれば、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「税額控除実施法人は移転型2件、拡充型7件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が1:9とすると、移転型・大企業0件、移転型・中小企業2件、拡充型・大企業1件、拡充型・中小企業4件となる」との説明では、1:9の根拠が明らかでなく、将来の減収額（令和元年度の法人税）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。）」が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（2020年までの5年間で、本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加）に対する過去の効果について、「本税制の適用を受けようとする企業が策定する整備計画については、平成27年10月から令和元年6月末時点（令和元年7月15日までに都道府県から報告のあったもの）で339件が都道府県に認定されており、当該計画に基づいて、14,148人の雇用が地方において創出されることが見込まれる」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>② 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数7件（平成29年度）は、10件未満と僅少であり、その原因については、「整備計画の認定を受けた企業のうち、実際に整備事業を進めていく過程で、企業内の事情変更や財務状況（利益法人でなくなる）等の各種要因により本税制の適用要件を満たすことが困難となり、利用を断念した事例が整備計画の認定を受けた企業による実績報告にも見られ、これが本税制の適用件数や適用額が少ない要因の一つと考えられる」と説明されているが、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が所期の達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 所期の達成目標（2020年までの5年間で、本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加）に対する本税制の直接的な効果は、政策評価書において記載させていただいた「整備計画の認定状況」に示しているとおり、制度創設から令和元年7月までに認定した整備計画において、14,148人の雇用創出を見込んでおります。この整備計画は、本税制の適用を前提として企業が都道府県から認定を受けるものです。ご指摘のとおり、企業の本社機能の一部移転や地方拠点の強化及び雇用者数の増加の判断は、経済情勢の変化を含むビジネスに関する様々な要素を考慮した上での経営判断となりますが、整備計画の認定を受けた企業の97%以上が計画時点では本税制の適用を予定していることに鑑みると、本税制は企業の地方拠点強化等に係る重要な政策手段のひとつとして、その達成目標の実現に一定程度貢献していると考えています。なお、ご提案いただいたアンケート調査については、前述のとおり効果は</p>

<p>把握済みと認識しておりますので、現時点で改めて実施する予定はございませんが、必要に応じて検討させていただきます。</p> <p>② ご指摘のとおり、雇用促進税制の平成29年度の適用実績は多くはないものの、前年度に比べて、件数はあまり変わらない一方、税額控除額は10倍以上と大幅に増加しております。税額控除額の規模が大きくなると、地方における雇用創出数も大きくなることから、雇用促進税制を適用した企業当たりの雇用創出数が前年度より大幅に増加していることが見込まれます。本税制に係る達成目標は、税制の適用実績額そのものではなく、地方拠点強化等を通じて地方において雇用を創出することであり、その観点からは、達成目標（4万人の雇用増）の実現に着実に貢献していると考えております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「整備計画の認定を受けた企業の97%以上が計画時点では本税制の適用を予定していることに鑑みると、本税制は企業の地方拠点強化等に係る重要な政策手段のひとつとして、その達成目標の実現に一定程度貢献していると考えています。」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する）に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 達成目標（企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する）に対する将来の直接的な効果について、「本税制の適用を受けようとする企業が策定する整備計画に基づく、企業の本社機能の地方移転等により、地方において創出が見込まれる雇用は、14,148人である」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数9件（令和元年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていない。</p> <p>④ 本特例措置について、雇用増加要件を見直すこととしているにもかかわらず、既存の雇用増加要件の下での適用見込みが明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘の事項については、別添資料2にてお示しさせていただきます。</p> <p>② 2020年以降の達成目標については、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあわせて検討中の状況においては、達成目標に対する本税制の効果を現時点でお示しすることは困難です。その上で、達成目標に対する本税制の効果については、「整備計画の認定状況」に基づいてお示しすることになります。これは、前述のとおり、企業の本社機能の一部移転や地方拠点の強化及び雇用者数の増加の判断は、経済情勢の変化を含むビジネスに関する様々な要素を考慮した上での経営判断となりますが、整備計画の認定を受けた企業の97%以上が計画時点では本税制の適用を予定していることに鑑みると、本税制は企業の地方拠点強化等に係る重要な政策手段のひとつとして、その達成目標の実現に一定程度貢献していると考えているからです。現時点での将来的な認定の見込みについては、別添資料2にてお示しさせていただきます。なお、ご提案いただいたアンケート調査については、前述のとおり効果は整備計画の認定件数によって把握できると認識しておりますので、現時点で改めて実施する予定はございませんが、必要に応じて検討させていただきます。</p> <p>③ ご指摘のとおり、雇用促進税制の令和元年度の適用件数は多くはないものの、これはこれまでの本税制の適用実績や過去の政策評価におけるご指摘等も踏まえ、より実態を反映し、将来的に実績と乖離しないことを念頭に置いた数値として、試算した結果で</p>

す。また件数は多くない一方で、これまでの適用実績を踏まえても税額控除額は大幅な増加傾向にあり、雇用促進税制を適用する企業当たりの雇用創出数は今後も増加することが期待されます。前述のとおり、本税制に係る達成目標は、税制の適用実績そのものではなく、地方拠点強化等を通じて地方において雇用を創出することであり、その観点からは、将来の達成目標の実現にも着実に貢献すると考えております。

④ ご指摘の事項については、別添資料2にてお示しさせていただきます。

【点検結果】

- ① 別添資料2における説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 「整備計画の認定を受けた企業の97%以上が計画時点では本税制の適用を予定していることに鑑みると、本税制は企業の地方拠点強化等に係る重要な政策手段のひとつとして、その達成目標の実現に一定程度貢献している」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、令和3年度についての適用見込みが明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長	
2	対象税目	(法人税:義)(国税1) (法人住民税、事業税:義(自動運動))(地方税1)	
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	(所得税:外)	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という)の認定を受けた法人等が、認定した都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例を受けることができる。</p> <p>(1) 特定建物等を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度(オフィス減税)</p> <p>(2) 整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度(雇用促進税制)</p> <p>《要望の内容》</p> <p>企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制を延長(2年間)するとともに、人手不足を踏まえた雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充等を行う。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第十条の四の二、第十条の五、第四十二条の十一の三、第四十二条の十二、第六十八条の十五、第六十八条の十五の二 地方税法(昭和25年法律第226号)第二十三条第一項第四号、第七十二条の二十三第一項</p>	
	5	担当部局	内閣府 地方創生推進事務局
	6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成27年10月2日※～令和2年3月31日 (※本税制関連の地域再生計画の初認定日)
7	創設年度及び改正経緯	<p>○平成27年度</p> <p>・創設</p> <p>(1) オフィス減税の創設 (取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対する特別控除の創設)</p> <p>(2) (地方拠点強化税制における)雇用促進税制の創設 (地域再生法の認定地域再生計画に基づく整備計画の認定事業者に対する特別控除を上乗せ措置として拡充)</p>	
		<p>○平成28年度</p> <p>・拡充(雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度(所得拡大促進税制)と重複適用を可能とする拡充)</p>	

		<p>○平成29年度</p> <p>・拡充(オフィス減税の減税率について、移転型事業は7%、拡充型事業は4%(平成27、28年度と同水準)に維持。雇用促進税制について、質の高い雇用(無期雇用かつフルタイム)に対する控除額の上乗せ。等)</p> <p>○平成30年度</p> <p>・適用期間の延長(2年間)</p> <p>・拡充(移転型事業に限り支援対象地域に近畿・中部圏中心部を追加。認定時の要件を雇用者数10人(中小5人)から5人(中小2人)とする要件緩和。等)</p>
8	適用又は延長期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年間)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。</p>
		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>・地域再生法(平成17年法律第24号)第1条</p> <p>「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」</p> <p>・地域再生法(平成17年法律第24号)第5条</p> <p>「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」が位置づけられている。</p> <p>・まち・ひと・しごと創生総合戦略2018 (平成30年12月21日閣議決定)</p> <p>「人口の東京への過度な集中を是正するためには、地方での安定した良質な雇用確保が必要であるが、企業の本社等の東京23区への集中が進んでおり、採用においても東京での一括採用がほとんどである。地方の企業による優秀な人材の確保や定着を促進するため、特に東京23区からの本社機能の全部又は一部移転等による地方拠点強化や企業の地方採用拡大に向け、官民挙げての取組を推進することとしている。」</p> <p>・まち・ひと・しごと創生基本方針2019</p>

		<p>(令和元年6月21日閣議決定) 「過度な東京一極集中を是正し、地方での安定した良質な雇用の創出を図るため、地方拠点強化税制を措置しているところである。東京から地方への企業の本社機能移転等の加速化に向け、様々な施策を総動員した、総合的かつ抜本的な方策について検討する。」</p> <p>・経済・財政運営と改革の基本方針 2019 (令和元年6月21日閣議決定) 「地方への企業の本社機能等の加速化に向けて、地方拠点強化税制を含め、総合的かつ抜本的な方策について検討する。」</p>										
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策4. 地方創生の推進 政策⑧ 地域再生の推進</p>										
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する。</p> <p>※ 具体的な政策の達成目標は、検討中。 ※ 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、12月下旬頃に閣議決定予定。 ※ なお、「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2018（平成30年12月21日閣議決定）」においては、企業の地方拠点強化等に関して、以下の政策の達成目標を提示。</p> <p>2020年までの5年間で、 ・本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加 ・雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地方における雇用創出を図るためには、関連施策を総動員して総合的に取り組む必要がある。本税制は、企業の本社機能の地方移転や地方拠点の強化を図ることによって、地方において雇用を創出しようとする重要な政策手段の一つである。 本税制を通じて、企業の本社機能の地方移転・地方拠点の強化を促進することで、地方において雇用が創出され、達成目標の実現に寄与する。</p>										
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p><地域再生計画の認定状況等></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">地域再生計画の認定都道府県数</th> <th colspan="2">認定地域再生計画における目標値</th> </tr> <tr> <th>整備計画認定件数</th> <th>雇用創出数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計数</td> <td>45 道府県 (52 計画)</td> <td>1,695 件</td> <td>15,684 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和元年7月末時点)</p> <p><整備計画の認定状況等></p>		地域再生計画の認定都道府県数	認定地域再生計画における目標値		整備計画認定件数	雇用創出数	合計数	45 道府県 (52 計画)	1,695 件	15,684 人
	地域再生計画の認定都道府県数	認定地域再生計画における目標値										
		整備計画認定件数	雇用創出数									
合計数	45 道府県 (52 計画)	1,695 件	15,684 人									

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	累計
認定整備計画数	77件	80件	71件	94件	17件	339件
認定整備計画における雇用創出数	4,447人	3,225人	2,793人	3,413人	270人	14,148人
雇用促進計画受付件数	25件	47件	61件	65件	20件	218件

※ 令和元年度に関して、認定整備計画数は令和元年7月15日までに都道府県から報告があったもの、雇用促進計画受付件数は令和元年7月31日までに労働局から報告のあったもの

<適用件数>
○オフィス減税
【平成27年度】4件(うち特別償却2件、税額控除2件)(※出典:平成27年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」)
【平成28年度】20件(うち特別償却4件、税額控除16件)(※出典:平成28年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」)
【平成29年度】31件(うち特別償却7件、税額控除24件)(※出典:平成29年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」)
【平成30年度】25件(うち特別償却4件、税額控除21件)(※出典:整備計画の認定を受けた企業からの報告及び過去の適用実績をもとに推計(別添参照)。)
【令和元年度】41件(うち特別償却4件、税額控除37件)(※出典:整備計画の認定を受けた企業からの報告及び過去の適用実績をもとに推計(別添参照)。)

○雇用促進税制
【平成27年度】7件(※出典:平成27年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」)
【平成28年度】5件(※出典:平成28年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」)
【平成29年度】7件(※出典:平成29年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」)
【平成30年度】13件(※出典:「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」より推計(別添参照)。)
【令和元年度】9件(※出典:「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」より推計(別添参照)。)

②: 適用額 ○オフィス減税(国税のみ)
【平成27年度】

		<p>①適用事業者数:4件 ②損金算入額:300,897千円 ③税額控除額:79,363千円 ※出典:平成27年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>【平成28年度】 ①適用事業者数:20件 ②損金算入額:137,268千円 ③税額控除額:1,550,067千円 ※出典:平成28年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>【平成29年度】 ①適用事業者数:31件 ②損金算入額:280,514千円 ③税額控除額:1,466,314千円 ※出典:平成29年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>【平成30年度】 ①適用事業者数:25件 ②損金算入額:25,000千円 ③税額控除額:1,991,000千円 ※出典:整備計画の認定を受けた企業からの報告及び過去の適用実績をもとに推計(別添参照)。</p> <p>【令和元年度】 ①適用事業者数:41件 ②損金算入額:32,000千円 ③税額控除額:1,960,000千円 ※出典:整備計画の認定を受けた企業からの報告及び過去の適用実績をもとに推計(別添参照)。</p> <p>○雇用促進税制(国税のみ) 【平成27年度】 ①適用事業者数:7件 ②税額控除額:3,778千円 ※出典:平成27年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>【平成28年度】 ①適用事業者数:5件 ②税額控除額:4,891千円 ※出典:平成28年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>【平成29年度】 ①適用事業者数:7件 ②税額控除額:49,090千円 ※出典:平成29年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>【平成30年度】 ①適用事業者数:13件 ②税額控除額:112,700千円 ※出典:「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」より推計(別添参照)。</p> <p>【令和元年度】 ①適用事業者数:9件 ②税額控除額:109,600千円 ※出典:「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」より推計(別添参照)。</p> <p><適用件数・適用額に関する留意事項> 整備計画の認定を受けた企業のうち、実際に整備事業を進めていく</p>
--	--	---

		<p>過程で、企業内の事情変更や財務状況(利益法人でなくなる)等の各種要因により本税制の適用要件を満たすことが困難となり、利用を断念した事例が整備計画の認定を受けた企業による実績報告にも見られ、これが本税制の適用件数や適用額が少ない要因の一つと考えられる。特に直近では、地方における人手不足が影響し、予定していた雇用計画を達成できなかった、といった企業の声も挙がっている。</p> <p>また地方公共団体が独自に講じる助成制度の中には、整備計画の認定を受けた企業を対象とする場合もある。当該助成制度の活用を主目的として整備計画の認定を受けた企業については、本税制の適用を受けてはいないものの、整備計画に則って地方拠点の強化や雇用創出を達成していることが期待される。</p> <p>なお、企業の移転・拡充に際しては、検討開始から立地場所の選定や社内合意など、整備計画の認定以前に一定の期間を要することが見込まれる。加えて整備計画の認定後も、建物等の取得や新規雇用の採用等に時間がかかること、また建物等の供用が開始されたのち実際に税制の適用を受けるためには当該事業会計年度終了時まで待つ必要があることなどから、税制の適用に当たっても一定の期間を要する。こうした時間的なずれが必然的に生じることについても、念頭に置く必要がある。</p>																																										
	③: 減収額	<p>○オフィス減税 (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税(法人税)</td> <td>151.3</td> <td>1,582.2</td> <td>1,531.4</td> <td>1,996.8</td> <td>1,967.4</td> <td>別添</td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td>27.8</td> <td>14.1</td> <td>27.0</td> <td>260.8</td> <td>143.1</td> <td>別添</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>10.3</td> <td>5.6</td> <td>13.1</td> <td>257.6</td> <td>137.7</td> <td>別添</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>17.5</td> <td>8.5</td> <td>13.9</td> <td>3.2</td> <td>5.4</td> <td>別添</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>179.1</td> <td>1,596.4</td> <td>1,584.4</td> <td>2,257.6</td> <td>2,110.1</td> <td>別添</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27～29年度は、国税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、地方税は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」をもとに記載。ただし特別償却については、法人税率を乗じて推計(別添参照)。 平成30年度以降は、国税は認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。地方税は「地方法人二税に係る減収額算定方法について(総務省)」に基づいて推計(別添参照)。 <p>○雇用促進税制 (百万円)</p>		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	国税(法人税)	151.3	1,582.2	1,531.4	1,996.8	1,967.4	別添	地方税	27.8	14.1	27.0	260.8	143.1	別添	法人住民税	10.3	5.6	13.1	257.6	137.7	別添	法人事業税	17.5	8.5	13.9	3.2	5.4	別添	計	179.1	1,596.4	1,584.4	2,257.6	2,110.1	別添
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度																																						
国税(法人税)	151.3	1,582.2	1,531.4	1,996.8	1,967.4	別添																																						
地方税	27.8	14.1	27.0	260.8	143.1	別添																																						
法人住民税	10.3	5.6	13.1	257.6	137.7	別添																																						
法人事業税	17.5	8.5	13.9	3.2	5.4	別添																																						
計	179.1	1,596.4	1,584.4	2,257.6	2,110.1	別添																																						

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
国税 (法人税)	3.8	4.9	49.1	112.7	109.6	別添
地方税(法 人住民税)	0.5	0.6	6.3	14.5	7.7	別添
計	4.3	5.5	55.4	127.2	117.3	別添

(出典等)

- 平成 27～29 年度は、国税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」をもとに記載。
- 平成 30 年度以降は、国税は「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」をもとに推計(別添参照)。
- 地方税は、いずれの年度についても「地方法人二税に係る減収額算定方法について(総務省)」に基づいて試算(別添参照)。
- 優遇措置は税額控除のみであり、法人の所得に影響しないことから、法人事業税には影響を与えない。

④: 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

地方における雇用創出を図るためには、関連施策を総動員して、総合的に取り組む必要がある。本税制は、企業の本社機能の地方移転や地方拠点の強化を図ることによって、地方において雇用を創出しよとする重要な政策手段の一つである。

本税制の適用を受けようとする企業が策定する整備計画については、平成 27 年 10 月から令和元年6月末時点(令和元年7月 15 日までの間に都道府県から報告のあったもの)で 339 件が都道府県に認定されており、当該計画に基づいて、14,148 人の雇用が地方において創出されることが見込まれる。整備計画の認定件数は前年同時期に比べて 98 件(前年比 1.4 倍)、雇用創出数は 3,069 人(前年比 1.3 倍)増加しており、着実な進展が見られる。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本税制の適用を受けようとする企業が策定する整備計画に基づく、企業の本社機能の地方移転等により、地方において創出が見込まれる雇用は、14,148 人である(令和元年6月末時点、)。

それに加え、本税制の副次的な効果として、オフィスの整備に係る設備投資に伴って、平成 27 年度から令和元年度までに合計 3,177 億円の経済波及効果が見込まれる。

	設備投資に伴う経済波及効果
平成 27 年度	8,021 百万円
平成 28 年度	79,810 百万円
平成 29 年度	74,736 百万円
平成 30 年度	61,581 百万円
令和元年度	93,533 百万円
合計	317,683 百万円

※ オフィス減税の適用が見込まれる設備投資見込額(出典:租税特別措置(法人税関係)の利用状況調査)に、非住宅建築の生産誘発係数 2.0145(出典:平成 23 年建設部門分析用産業連関表)を乗じて算出。

	⑤: 税収減を是認する理由等		本税制を適用した企業が本社機能を地方に移転または地方拠点を強化して経済活動を行い、また同地において雇用を創出することで、当該企業の立地する地方公共団体にとっては、経済・雇用の両面で本税制の効果が直接裨益することとなる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>地域再生法は「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的としている。</p> <p>本税制が対象とする企業の本社機能移転等は、都道府県が策定し国が認定する地域再生計画に基づいて企業が作成し、都道府県知事が認定する整備計画に基づくものである。</p> <p>したがって、本税制が無差別に適用されることはなく、当該整備計画に基づく企業の地方への本社機能移転等を国が支援することは、地域再生法の目的に照らしても総合的かつ妥当である。また、租税特別措置による支援は、採択時期や予算額によって支援対象が制限される補助金による支援に比べると、より公平な支援措置である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等の役割分担	<p>企業の地方への移転及び地方拠点の強化を推進するため、本税制のほか、「債務保証制度」、「地方税に対する減収補填」がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 債務保証制度は、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において、認定事業者が特定業務施設を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を(独)中小企業基盤整備機構が行うもの。 地方税に対する減収補填は、財政力指数が一定未満の地方公共団体であっても、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において認定事業者が整備した特定業務施設に係る地方税(事業税、固定資産税、不動産取得税)について、他の地方公共団体並に課税免除又は不均一課税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補填するもの。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制は、企業の本社機能の地方移転及び地方拠点の強化を促進することにより、地方において雇用を創出することを目的としている。</p> <p>地方公共団体にとっては、本税制を適用した企業が本社機能を同地に移転して経済活動を行い、また同地で雇用を拡大させることで、経済・雇用の両面で本税制の効果が直接裨益することとなるため、協力の相当性がある。</p> <p>なお、多数の地方公共団体及び団体(全国知事会等)より、令和2年度税制改正要望に向けて本税制の延長及び拡充に関する提言を受け取っていることから、相当性があると言える。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年 8 月(H30 内閣 01-1、H30 内閣 01-2)

別添 1

平成 30 年度、令和元年度の適用件数・適用金額（オフィス減税）

○適用件数について

- ・「整備計画の認定を受けた企業からの報告」において、平成 30 年度、令和元年度に「オフィス減税の適用を受ける（受けた）」と回答した件数は以下の通り。

	平 30			令元年		
	合計	特償	税額	合計	特償	税額
移転	1	0	1	2	0	2
準地域	0	0	0	0	0	0
拡充	12	2	10	18	2	16
合計	13	2	11	20	2	18

- ・調査を実施した時点の認定件数 339 件中、報告に回答したのが 178 件であったため、各件数に 1.9 を乗じて適用件数を推計した。
- ・ただし、準地方活力向上地域については、令和元年度の適用見込みの回答はなかったが、準地方活力向上地域の府県への聞き取りにより 3 件と推計した。

	平 30			令元年		
	合計	特償	税額	合計	特償	税額
移転	2	0	2	4	0	4
準地域	0	0	0	3	0	3
拡充	23	4	19	34	4	30
合計	<u>25</u>	4	21	<u>41</u>	4	37

○適用額について

- ・「整備計画の認定を受けた企業からの報告」において、平成 30 年度、令和元年度に「オフィス減税の適用を受ける（受けた）」と回答した企業の適用額の合計は以下の通り。

(百万円)

		平 30			令元年		
		合計	特償	税額	合計	特償	税額
建物	移転	213	0	213	63	0	63
	準地域	0	0	0	0	0	0
	拡充	575	9	(※1)566	509	16	(※2)493
構築物	移転	2	0	2	2	0	2
	準地域	0	0	0	0	0	0
	拡充	28	4	24	95	1	94
合計		818	13	805	669	17	652

- ・調査を実施した時点の認定件数 339 件中、報告に回答したのが 178 件であったため、各適用額に 1.9 を乗じて適用額を推計した。
- ・ただし、平成 30 年度の拡充型・税額控除の回答 10 件のうち、3 件で金額が未記入であったため、さらに 10/7 を乗じた(※1)。また、令和元年度の拡充型・税額控除の回答 16 件のうち、6 件で金額が未記入であったため、さらに 16/10 を乗じた(※2)。
- ・準地方活力向上地域は、令和元年度の移転型と拡充型の 1 件あたり税額控除額（建物 47.6 百万円、構築物 5.4 百万円）に件数を乗じて推計した。

(百万円)

		平 30			令元年		
		合計	特償	税額	合計	特償	税額
建物	移転	405	0	405	119	0	119
	準地域	0	0	0	143	0	143
	拡充	1,553	17	1,536	1,529	30	1,499
構築物	移転	4	0	4	4	0	4
	準地域	0	0	0	16	0	16
	拡充	54	8	46	181	2	179
合計		2,016	<u>25</u>	<u>1,991</u>	1,992	<u>32</u>	<u>1,960</u>

以上

別添2

令和2・3年度の適用件数・適用額・減収額の推計方法

オフィス減税

【令和2年度】

(1) 適用件数

- 年間認定件数は、平成30年度の年間認定件数(94件)に平成28～30年度の伸び率の平均(11%)を2回乗じて **116件**。
- オフィス減税の適用件数は、認定企業のうち、実績調査でオフィス減税を適用した(する)と回答した企業の割合(46%)をもとにオフィス減税の適用を **54件**と推計。

(2) 適用額

①改正前

- 基本部分のみ(社宅を含めない)で **損金算入 29.1億円**、**税額控除額 26.1億円**。(詳細は別紙を参照)

②改正後

- 基本部分と改正により追加を要望して社宅部分を合わせて **損金算入 31.0億円**、**税額控除額 29.0億円**。(詳細は別紙を参照)

(3) 減収額(国税)

①改正前

- 基本部分のみ(社宅を含めない)で **32.8億円**。(詳細は別紙を参照)

②改正後

- 基本部分と改正により追加を要望して社宅部分を合わせて **36.1億円**。(詳細は別紙を参照)

(4) 減収額(地方税)

①改正前

【住民税】

- 32.8億円×7.0%=**2.3億円**

【事業税】

- 所得割=29.1億円×5.6%=1.6億円
- 所得割・特別法人事業税分=1.6億円×189.4%=3.0億円
- 均等割=29.1億円×0.6%=0.2億円
- 事業税=1.6億円+3.0億円+0.2億円=**4.8億円**

②改正後

【住民税】

- 36.1億円×7.0%=**2.5億円**

【事業税】

- 所得割=31.0億円×5.6%=1.7億円
- 所得割・特別法人事業税分=1.7億円×189.4%=3.2億円
- 均等割=31.0億円×0.6%=0.2億円
- 事業税=1.6億円+3.0億円+0.2億円=**5.1億円**

【令和3年度】

(1) 適用件数

- 令和2年度の116件に平成28～30年度の伸び率の平均(11%)を乗じ **128件**
- オフィス減税の適用件数は、認定企業のうち、実績調査でオフィス減税を適用した(する)と回答した企業の割合(46%)をもとにオフィス減税の適用を **59件**と推計。

(2) 適用額

①改正前

- **損金算入**は、29.1億円×59件/54件=**31.8億円**
- **税額控除額**は、26.1億円×59件/54件=**28.5億円**

②改正後

- **損金算入**は、31.0億円×59件/54件=**33.9億円**
- **税額控除額**は、29.0億円×59件/54件=**31.7億円**

(3) 減収額(国税)

①改正前

- 32.8億円×59件/54件=**35.8億円**

②改正後

- 36.1億円×59件/54件=**39.4億円**

(4) 減収額(地方税)

①改正前

【住民税】

- 2.3億円×59件/54件=**2.5億円**

【事業税】

- 4.8億円×59件/54件=**5.2億円**

②改正後

【住民税】

- 2.5億円×59件/54件=**2.7億円**

【事業税】

- 5.1億円×59件/54件=**5.6億円**

雇用促進税

【令和2年度】

(1) 適用件数

①改正前

- 年間認定件数は、平成30年度の年間認定件数(94件)に平成28～30年度の伸び率の平均(11%)を2回乗じて **116件**。
- 雇用促進税の適用件数は、「適用した」と回答した企業と「適用する予定」と回答した企業の一部の合計(17%)をもとに、雇用促進税の適用を **20件**と推計。

②改正後

- ヒアリング調査で雇用促進税を適用しないと回答した企業のうち、今回の改正項目を「緩和・改善すべき」等と回答した企業の割合(23%)であったことから、改正前(116件)から23%増加すると仮定し **143件**。
- 改正前と同じ算出方法により、雇用促進税の適用を **24件**と推計。

(2) 適用額・減収額(国税)

①改正前

- **税額控除額 0.90 億円**。(詳細は別紙を参照)

②改正後

- **税額控除額 1.69 億円**。(詳細は別紙を参照)

(3) 減収額(地方税)

①改正前

【住民税】

- $0.9 \text{ 億円} \times 7.0\% = \mathbf{0.06 \text{ 億円}}$

②改正後

【住民税】

- $1.69 \text{ 億円} \times 7.0\% = \mathbf{0.12 \text{ 億円}}$

以上

減収見込額 試算方法(オフィス減税)

別添2(補足)

【基本部分】

<件数見込み>

- ・年間認定件数：平成30年度の年間認定件数(94件)に平成28～30年度の伸び率の平均(11%)を2回乗じて**116件**。(令和2年度を想定しているため)
- ・適用件数：認定企業のうち、実績調査でオフィス減税を適用した(する)と回答した企業の割合(46%)をもとにオフィス減税の適用を**54件**と推計。
- ・移転型・拡充型の件数：認定実績より、移転型：拡充型は1：9のため、**移転型6件、拡充型48件**。
- ・大企業・中小企業の件数：認定実績より、大企業：中小企業は1：1のため、**移転型の大企業・中小企業は各3件**。
拡充型の大企業・中小企業は各24件。
- ・税額控除・特別償却：実績調査より、特別償却：税額控除は1：4のため、
移転型の大企業・中小企業はそれぞれ**特別償却1件、税額控除2件**。
拡充型の大企業・中小企業はそれぞれ**特別償却5件、税額控除19件**。

<設備投資額>

- ・オフィス減税を適用した企業の1件あたりの設備投資額の平均(認定企業の実績調査)より、**大企業25億円、中小企業4億円**。

【社宅】

<件数見込み>

- ・年間件数：実績調査で17%の企業が「社員住宅などの福利厚生施設を対象施設に追加すべき」と回答したことから、年間認定件数(116件)の17%の**20件**と推計。
- ・移転型・拡充型の件数：認定実績より、移転型：拡充型は1：9のため、**移転型2件、拡充型18件**。
- ・大企業・中小企業の件数：実績調査で「社員住宅などの福利厚生施設を対象施設に追加すべき」と回答した企業のうち、大企業：中小企業は6：4のため、**移転型は、大企業1件、中小企業1件**。
拡充型は、大企業11件、中小企業7件。
- ・税額控除・特別償却：実績調査より、特別償却：税額控除は1：4のため、
移転型の大企業は、特別償却0件、税額控除1件。移転型の中小企業は、特別償却0件、税額控除1件。
拡充型の大企業は、特別償却2件、税額控除9件。拡充型の中小企業は、特別償却1件、税額控除6件。

<設備投資額>

- ・平成30年度住宅着工統計における「給与住宅」の1戸あたりの金額は約1,488万円。経済センサスより大企業の1社あたりの従業員数は約130人、中小企業は約9名であり、大企業は従業員の30%、中小企業は全従業員に社宅を用意すると仮定。
大企業：1,488万円×39戸=**約5.8億円**、中小企業：1,488万円×9戸=**約1.3億円**。

地方拠点強化税制(オフィス減税) 減収見込額

基本部分				(設備投資額)	(特別償却率 税額控除率)	(税率)	(減収見込み額)		
年間認定件数 116件	オフィス減税適用 54件	移転型 6件	大企業 3件	【特別償却】 1件	25億円	0.25	0.232	1.5億円	
				【税額控除】 2件	25億円	0.07		3.5億円	
			中小企業 3件	【特別償却】 1件	4億円	0.25	0.19	0.2億円	
			【税額控除】 2件	4億円	0.07		0.6億円		
		拡充型 48件	大企業 24件	【特別償却】 5件	25億円	0.15	0.232	4.4億円	
				【税額控除】 19件	25億円	0.04		19.0億円	
	中小企業 24件		【特別償却】 5件	4億円	0.15	0.19	0.6億円		
			【税額控除】 19件	4億円	0.04		3.0億円		
									(=改正前減収額) 減収見込額 32.8億円
	住宅 想定件数 20件	移転型 2件	大企業 1件	【特別償却】 0件	5.8億円	0.25	0.232	0.0億円	
				【税額控除】 1件	5.8億円	0.07		0.4億円	
			中小企業 1件	【特別償却】 0件	1.3億円	0.25	0.19	0.0億円	
			【税額控除】 1件	1.3億円	0.07		0.1億円		
拡充型 18件			大企業 11件	【特別償却】 2件	5.8億円	0.15	0.232	0.4億円	
				【税額控除】 9件	5.8億円	0.04		2.1億円	
		中小企業 7件	【特別償却】 1件	1.3億円	0.15	0.19	0.0億円		
			【税額控除】 6件	1.3億円	0.04		0.3億円		
								(=改正による減収額) 減収見込額 3.3億円	
								改正後の減収額 36.1億円	

減収見込額 試算方法 (雇用促進税)

【改正前】

- <件数見込み>
 - 年間認定件数：平成30年度の年間認定件数（94件）に平成28～30年度の伸び率の平均（11%）を2回乗じて**116件**。（令和2年度を想定しているため）
 - 適用件数：認定企業のうち、実績調査で雇用促進税を「適用した」と回答した企業と「適用する予定」と回答した企業の一部※の合計（17%）をもとに、雇用促進税の適用を**20件**と推計。 ※「適用する予定」の1/3が実際に適用すると仮定
 - 移転型・拡充型の件数：認定実績より、移転型：拡充型は1：9のため、**移転型2件、拡充型18件**。
 - 大企業・中小企業の件数：認定実績より、大企業：中小企業は1：1のため、**移転型の大企業・中小企業は各1件、拡充型の大企業・中小企業は各9件**。

<適用人数・控除額>

- 1件あたり平均適用人数：実績調査より、大企業・中小企業、移転型・拡充型ごとの平均適用人数を算出。
- 1人あたり平均控除額：実績調査の特定業務施設の雇用者増加数をもとに、正規職員、転勤者等の各控除額（20～60万円）を乗じ、それを元に1人あたり平均控除額（理論値）を算出。その理論値に、既に適用した企業の実際の控除額と理論値を比較して算出した実控除率（53%）を乗じ、1人あたり平均控除額を算出。

【改正後】

- <件数見込み>
 - 年間認定件数：アンケート調査で雇用促進税を適用しないと回答した企業のうち、今回の改正項目を「緩和・改善すべき」と回答した企業の割合（23%）であったことから、改正前（116件）から23%増加すると仮定し**143件**。
 - 適用件数：改正前と同じ算出方法により、雇用促進税の適用を**24件**と推計。
 - 移転型・拡充型の件数：認定実績より、移転型：拡充型は1：9のため、**移転型2件、拡充型22件**。
 - 大企業・中小企業の件数：認定実績より、大企業：中小企業は1：1のため、**移転型の大企業・中小企業は各1件、拡充型の大企業・中小企業は各11件**。

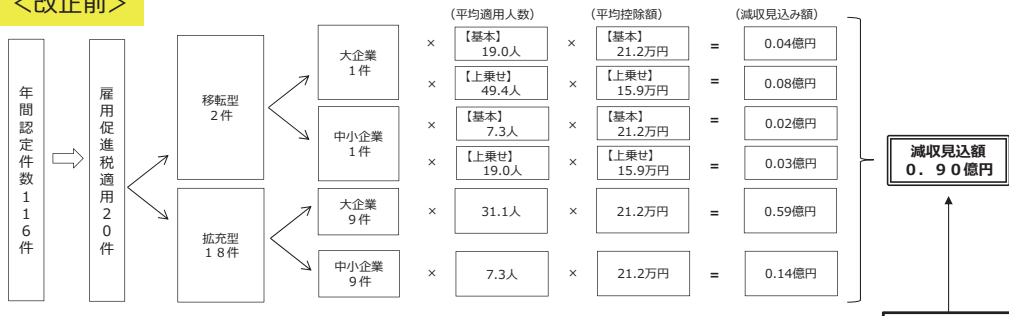
<適用人数・控除額>

- 1件あたり平均適用人数：実績調査より、「法人全体の雇用者増加数が上限」が撤廃された場合、平均適用人数が**改正前の1.1倍**となるため、改正前の平均適用人数に1.1を乗じる。
- 1人あたり平均控除額：改正前と同じ算出方法により、「法人全体の雇用者増加率要件」が撤廃され、「転勤者を10万円加算」、「移転型上乗せを10万円加算」した場合の、1人あたりの平均控除額を算出。

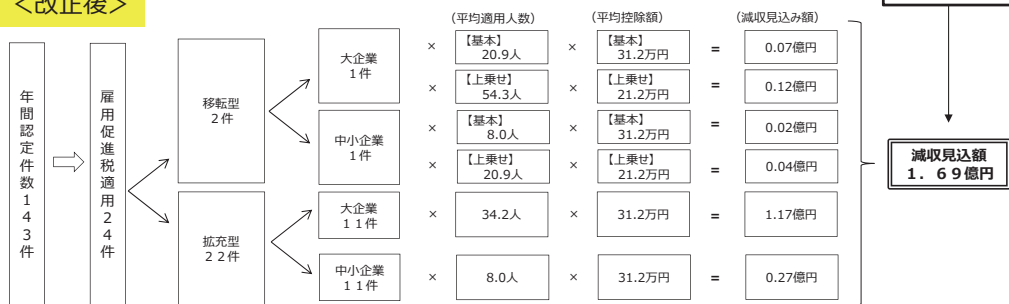
減収額 算定根拠等 (オフィス減税)

地方拠点強化税制(雇用促進税) 減収見込額

<改正前>



<改正後>



減収見込額
0.90億円

改正による減収額
0.79億円

減収見込額
1.69億円

○国税について

- ✓ 平成 27~28 年度においても、平成 29 年度以降の税率 23.2% で計算されていたため再計算。

<平成 27 年度>

損金算入額 300,897 千円 × 23.9% = 71,914 千円

減収額 = 71,914 千円 + 税額控除額 79,363 千円 = 151,277 千円

<平成 28 年度>

損金算入額 137,268 千円 × 23.4% = 32,120 千円

減収額 = 32,120 千円 + 税額控除額 1,550,067 千円 = 1,582,277 千円

- ✓ 令和元年度について、税額控除額に修正があったため再計算。特別償却の計算が異なっていたため再計算。

<令和元年度>

損金算入額 32,000 千円 × 23.2% = 7,424 千円

減収額 = 7,424 千円 + 税額控除額 1,960,000 千円 = 1,967,424 千円

○地方税について

- ✓ 平成 30 年度の税率について、令和元年度の税率を使用していたため、平成 30 年度の税率で再計算。

<平成 30 年度>

住民税

1996.8 百万 × 12.9% = 257.6 百万

事業税

所得割 = 25 百万 × 3.8% = 0.95 百万

所得割・特別法人事業税分 = 0.95 百万 × 219.9% = 2.09 百万

均等割 = 25 百万 × 0.61% = 0.15 百万

地方税合計 = 260.8 百万

- ✓ 令和元年度国税の減収額が変更になったので修正。

<令和元年度>

住民税

1,967.4 百万 × 7.0% = 137.7 百万

事業税

雇用促進税制（地方拠点強化税制）に係る推計

所得割 = 32 百万 × 5.6% = 1.8 百万

所得割・特別法人事業税分 = 1.8 百万 × 189.4% = 3.4 百万

均等割 = 32 百万 × 0.6% = 0.2 百万

地方税合計 = 143.1 百万

1. 雇用促進税制について

(1) 地方拠点強化税制における雇用促進税制（地方事業所基準雇用者数及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置関係）

地域再生法に基づき都道府県知事が認定する「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を実施する事業主が、地方において本社機能を拡充又は移転し雇用者を増加させた場合に、税額控除を行う（平成 27 年度創設、平成 30 年度改正）。

(i) 拡充型：地方において本社機能を拡充し雇用者を増加させた場合には、特定業務施設における雇用増加者数に対して、次の金額の合計を税額控除。

(ア) 特定業務施設における無期雇用かつフルタイムの新規雇用者 1 人当たり 60 万円（法人全体の雇用者増加率が 8%未満の場合：30 万円）

(イ) 新規雇用者の数から (ア) の人数を控除した数（当該新規雇用者の数の 4 割が上限）について 1 人当たり 50 万円（同：20 万円）

(ウ) 特定業務施設における雇用増加者数から新規雇用者数の数を控除した数について 1 人当たり 50 万円（同：20 万円）

(ii) 移転型：東京 23 区から地方に本社機能を移転して整備する場合には、拡充型の税額控除（雇用増加率は 5%が基準）に加え、当該特定業務施設における雇用増加者数 1 人当たり 30 万円の税額控除。

2. 令和元年度以前の雇用促進税制の適用件数、適用人数等について（1（2）関係）

○ 平成 28 年度から平成 30 年度におけるハローワークにおいて受理した雇用促進計画及びその達成状況報告（令和元年 7 月末時点）及び租税特別措置の適用実態調査（国税）から把握できる適用件数等（実績値）は以下のとおり。

		雇用促進計画実施年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
雇用促進 計画受付 件数	① 計画受付件数（件）		47	61	62
	(i) 拡充型		41	54	57
	(ii) 移転型		6	7	5
	② 達成状況報告受付件数（件）		30	23	—
	(i) 拡充型		26	21	—
	(ii) 移転型		4	2	—
（国税） 適用実態 調査	③ 適用件数（件）		5	7	—
	④ 適用減収総額（千円）		4,891	49,090	—

出典：「雇用促進計画受付・達成状況報告」（厚生労働省職業安定局）
「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）

<(1)公共職業安定所等に提出した雇用促進計画の件数について>

令和元年度

- ・令和元年7月末までの4ヶ月間に提出があった雇用促進計画は、移転型4件、拡充型16件の合計20件であることから、令和元年度においては、移転型 $4 \times 12/4 = 12$ 件、拡充型 $16 \times 12/4 = 48$ 件の合計**60件**。
- ・なお、令和元年8月現在、準地方活力向上地域への移転を盛り込んだ整備計画の認定件数は0であることから、準地方活力向上地域への移転に係る雇用促進計画の提出件数も**0件**としている。

<(1)雇用促進計画の達成状況について公共職業安定所等の確認を受けた当該計画の件数について>

平成30年度

- ・令和元年7月末までの4ヶ月間にハローワークで確認を受けた雇用促進計画の達成状況は、移転型3件、拡充型16件の合計19件であることから、平成30年度においては、移転型 $3 \times 12/4 = 9$ 件、拡充型 $16 \times 12/4 = 48$ 件の合計**57件**。
- ・なお、令和元年8月現在、準地方活力向上地域への移転を盛り込んだ整備計画の認定件数は0であることから、準地方活力向上地域への移転に係る雇用促進計画の達成状況も**0件**としている。

令和元年度

- ・ハローワークに提出された雇用促進計画の件数に対する達成状況の割合は、平成28年度63.8% (=30/47)、平成29年度37.7% (=23/61)、平成30年度推計91.9% (=57/62)であることから、令和元年度においては、この3年間の平均値64.5%になると仮定し、移転型 $12 \times 64.5\% = 8$ 件、拡充型 $48 \times 64.5\% = 31$ 件の合計**39件**。
- ・なお、令和元年8月現在、準地方活力向上地域への移転を盛り込んだ整備計画の認定件数は0であることから、準地方活力向上地域への移転に係る雇用促進計画の達成状況も**0件**としている。

<(2)「税額控除実施法人数」について>

平成30年度

- ・雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する、実際に適用を受けた適用件数④の割合は平成28年度16.7% (=5/30)、平成29年度30.4% (=7/23)であることから、平成30年度においては、この2年間の平均値23.6%になると仮定し、移転型 $9 \times 23.6\% = 2$ 件、拡充型 $48 \times 23.6\% = 11$ 件の合計**13件**。

令和元年度

- ・令和元年度においても、実際に税額控除の適用を受ける件数が、雇用促進計画達成状況報告件数の23.6%になると仮定し、移転型 $8 \times 23.6\% = 2$ 件、拡充型 $31 \times 23.6\% = 7$ 件の合計**9件**。

<(2)「新規雇用者総数 ①」について>

平成30年度

- ・税額控除実施法人は移転型2件、拡充型11件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が1:9とすると、移転型・大企業0件、移転型・中小企業2件、拡充型・大企業1件、拡充型・中小企業10件となる。
 - ・それぞれの件数に実績報告で得られた1法人当たりの新規雇用者数を乗じて算出すると以下の通りとなる。
 - 移転型・大企業0件 $\times 7.2$ 人=0人
 - 移転型・中小企業2件 $\times 2.7$ 人=5人
 - 拡充型・大企業1件 $\times 18.6$ 人=19人
 - 拡充型・中小企業10件 $\times 7.2$ 人=72人
- 合計 96人**

令和元年度

- ・税額控除実施法人は移転型2件、拡充型7件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が1:9とすると、移転型・大企業0件、移転型・中小企業2件、拡充型・大企業1件、拡充型・中小企業4件となる。
- ・上記の平成30年度と同様の計算により、**合計67人**となる。

<(2)「特定新規雇用者基礎数 ②」について>

平成30年度

- ・<(2)「新規雇用者総数 ①」について>と同様の方法による。**(合計61人)**

令和元年度

- ・<(2)「新規雇用者総数 ①」について>と同様の方法による。**(合計43人)**

<(2)「うち基準雇用者割合 $\geq 8\%$ の法人に係る数 ③」について>

平成30年度

- ・<(2)「特定新規雇用者基礎数 ②」について>で得られた特定新規雇用者基礎数(移転型・拡充型、大企業・中小企業の別)それぞれについて、に、基準雇用者割合 $\geq 8\%$ となる法人の特定新規雇用者基礎数の割合(実績報告)を乗じて算出。**(合計39人)**

令和元年度

- ・平成30年度と同様の方法により算出。**(合計26人)**

<(2)「うち5% \leq 基準雇用者割合 $< 8\%$ の法人に係る数 ④」について>

平成30年度

- ・<(2)「うち基準雇用者割合 $\geq 8\%$ の法人に係る数 ③」について>と同様に算出。**(合計**

7人)

令和元年度

- ・平成30年度と同様の方法により算出。(合計5人)

<(2)「うち基準雇用者割合<5%の法人に係る数⑤」について>

平成30年度

- ・特定新規雇用者基礎数(61人)から、上記で求めた39人、7人を控除すると、15人。

令和元年度

- ・平成30年度と同様の方法により算出。(合計12人)

<(2)「対象移転型特定新規雇用者数⑥」について>

平成30年度

- ・<(2)「うち5%≦基準雇用者割合≦8%の法人に係る数④」について>で算出した7人のうち、移転型に係る人数1人。

令和元年度

- ・<(2)「うち5%≦基準雇用者割合≦8%の法人に係る数④」について>で算出した5人のうち、移転型に係る人数1人。

<(2)「対象非特定新規雇用者数⑦」について>

平成30年度

- ・<(2)「新規雇用者総数①」について>と同様の方法による。(合計24人)

令和元年度

- ・平成30年度と同様の方法による。(合計17人)

<(2)「非新規基準雇用者数⑧」について>

平成30年度

- ・<(2)「対象非特定新規雇用者数⑦」について>と同様の方法による。(合計67人)

令和元年度

- ・平成30年度と同様の方法による。(合計57人)

<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計⑨」について>

- ⑦と⑧を合計して推計。

平成30年度

$$24人 + 67人 = 91人$$

令和元年度

$$17人 + 57人 = 74人$$

<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合≧8%の法人に係る数⑩」について>

平成30年度

- ・<(2)「うち基準雇用者割合≧8%の法人に係る数③」について>に倣って、移転型・拡充型・大企業・中小企業のそれぞれについて、対象非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数の合計に、基準雇用者割合≧8%となる法人の対象非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数の合計の割合(実績報告)を乗じて算出。(合計53人)

令和元年度

- ・平成30年度と同様の方法により算出。(合計41人)

<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち5%≦基準雇用者割合<8%の法人に係る数⑪」について>

平成30年度

- ・<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合≧8%の法人に係る数⑩」について>と同様に算出。(合計14人)

令和元年度

- ・平成30年度と同様に算出。(合計10人)

<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合<5%の法人に係る数⑫」について>

- 合計となる⑨から⑩及び⑪を控除。

別添4

別添4

平成30年度

・ 91人(9) - 53人(10) - 14人(11) = 24人

令和元年度

・ 74人(9) - 41人(10) - 10人(11) = 23人

<(2)「地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額 ⑬~⑱」について>

平成30年度

・ ⑬ = ③ × 60万円 + ⑩ × 50万円
= 39人 × 60万円 + 53人 × 50万円 = 49.9万円
・ ⑰、⑱も同様に、⑰ = 5.2百万円、⑱ = 9.3百万円

令和元年度

・ ⑬ = ③ × 60万円 + ⑩ × 50万円
= 26人 × 60万円 + 41人 × 50万円 = 36.1百万円
・ ⑰、⑱も同様に、⑰ = 3.8百万円、⑱ = 8.2百万円

<(2)「地方事業所特別基準雇用者数 ⑲」について>

平成30年度

- ・ 移転型は中小企業2件のみと推計している。実績報告により1法人当たりの地方事業所特別基準雇用者数は41.1人であるため、2件 × 41.1人 = 82人
- ・ 移転型の上乗せは最大3年続くため、29年度の4件については、それぞれ半数の20.6人が30年度も適用を受けるとすると、4件 × 20.6人 = 82人
- ・ 82人と100人の合計 164人

令和元年度

- ・ 移転型は中小企業2件のみと推計している。実績報告により1法人当たりの地方事業所特別基準雇用者数は41.1人であるため、2件 × 41.1人 = 82人
- ・ 移転型の上乗せは最大3年続くため、29年度に上乗せの適用を受けた4件については、それぞれ半数の更に半数の10.3人が令和元年度も適用を受けるとすると、4件 × 10.3人 = 41人
- ・ 30年度に上乗せの適用を受けた164人の半数が令和元年度も適用を受けるとすると82人。
- ・ 82人と41人と82人の合計 205人

<(2)「うち地方活力向上地域内にある特定業務施設に係る数 ㉑」について>

- ・ 準地方活力向上地域への移転に係る整備計画の認定件数が0であることから、上記⑲

のすべてが地方活力向上地域への移転に係るものとして、平成30年度 162人、令和元年度 205人。

<(2)「うち準地方活力向上地域内にある特定業務施設に係る数 ㉑」について>

- ・ 上記により、平成30年度、令和元年度とも 0人。

<(2)「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額 (㉒ × 30万円 + ㉓ × 20万円) ㉔」について>

平成30年度

162人 × 30万円 = 48.3百万円

令和元年度

205人 × 30万円 = 61.5百万円

<(2)「税額控除額」について>

- ⑬~⑱及び㉔の合計額。

平成30年度

49.9 + 5.2 + 9.3 + 48.3 = 112.7百万円

令和元年度

36.1 + 3.8 + 8.2 + 61.5 = 109.6百万円

(以上)

別添 5

減収額 算定根拠等（雇用促進税）

○地方税について

- ✓ 平成 27～30 年度においても、令和元年度の税率 7.0% で計算されていたため各年度の税率で再計算。

<平成 27 年度>

$$\text{国税 } 3.8 \text{ 百万} \times 12.9\% = \underline{0.49 \text{ 百万}}$$

<平成 28 年度>

$$\text{国税 } 4.9 \text{ 百万} \times 12.9\% = \underline{0.63 \text{ 百万}}$$

<平成 29 年度>

$$\text{国税 } 49.1 \text{ 百万} \times 12.9\% = \underline{6.33 \text{ 百万}}$$

<平成 30 年度>

$$\text{国税 } 112.7 \text{ 百万} \times 12.9\% = \underline{14.54 \text{ 百万}}$$

- ✓ 令和元年度の算定方法。

<令和元年度>

$$\text{国税 } 109.6 \text{ 百万} \times 7.0\% = \underline{7.67 \text{ 百万}}$$

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄の記載のうち、具体的にどの部分が達成目標なのか明らかでない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 《租税特別措置等により達成しようとする目標》は、各区域方針に定めることに寄与し、結果として国家戦略特区全体の目標に資する。 本税制措置の活用によって、区域方針に定める目標（例：東京圏国家戦略特別区域は、「2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的なビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創業分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する」こと。）に資する先進的・革新的事業を進めるインセンティブになる。 結果として国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）で掲げる「産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」ことに資する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「《租税特別措置等により達成しようとする目標》は、各区域方針に定めることに寄与し、結果として国家戦略特区全体の目標に資する。本税制措置の活用によって、区域方針に定める目標（例：東京圏国家戦略特別区域は、「2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的なビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創業分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する」こと。）に資する先進的・革新的事業を進めるインセンティブになる。結果として国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）で掲げる「産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」ことに資する。」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 特区に調査した実数を代入したものである。研究開発税制の特例については評価を実施していないところ、その旨を記載。適用数については特別償却、税額控除で分けて記載。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、研究開発税制の特例について過去の適用数が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 特区に調査した実数を代入したものである。研究開発税制の特例については評価を実施していないところ、その旨を記載。適用数については特別償却、税額控除で分けて記載。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、研究開発税制の特例について将来の適用数が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成29年度の法人税）について、評価書本体で示されている数値と別紙1で示されている数値が一致していない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 特区に調査した実数を代入したものである。研究開発税制の特例については評価を実施していないところ、その旨を記載。 当該適用見込法人数及び特別償却及び税額控除実施額は各特区への調査結果を基にしているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数を公表してしまうと、一の年度の適用法人数が少ない特区において適用した具体的な法人名、また投資額等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数等は伏せることが適当であると考える。</p> <p>② 数値を修正</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「当該適用見込法人数及び特別償却及び税額控除実施額は各特区への調査結果を基にしているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数を公表してしまうと、一の年度の適用法人数が少ない特区において適用した具体的な法人名、また投資額等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数等は伏せることが適当であると考える」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 また、過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されていないことの適切な理由が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 特区に調査した実数を代入したものである。研究開発税制の特例については評価を実施していないところ、その旨を記載。 当該適用見込法人数及び特別償却及び税額控除実施額は各特区への調査結果を基にしているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数を公表してしまうと、一の年度の適用法人数が少ない特区において適用した具体的な法人名、また投資額等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数等は伏せることが適当であると考える。</p>

<p>あるため、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数等は伏せることが適当であると考え。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 「当該適用見込法人数及び特別償却及び税額控除実施額は各特区への調査結果を基にしており、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数を公表してしまうと、一の年度の適用法人数が少ない特区において適用した具体的な法人名、また投資額等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数等は伏せることが適当であると考え。」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（2020年までに、世界銀行「Doing Business」（ビジネス環境ランキング）において、日本が先進国3位以内に入る（2016年10月公表時26位）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p> <p>② 所期の達成目標（2020年までに、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」において、東京が3位以内に入る（2016年10月公表時3位）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（今後3年間（2016・2017・2018年度）のうちに、設備投資を年間80兆円程度に拡大させることを目指す）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p>
--

<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 世界銀行「Doing Business」ビジネス環境ランキング及び森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」は、未来投資戦略2017「国家戦略特区による大胆な規制改革」の項目において、国家戦略特区に係る政策全体のKPIとして設定したものである。本統計は、岩盤規制改革等によって達成されるべき項目が含まれているため、他の政策の進捗にも左右されるが、本税制において、平成26年度に創設されてから各特区を通じて、申請があり、現時点で大臣確認を行ったものが11件（うち認定済みは8件）の適用実績があるところ。</p> <p>本税制の規模として、大臣確認を行った11法人において、約580億円もの設備投資を予定しており、これは総合波及効果で約1,448億円、雇用誘発効果で約8,700人を実現するものであり、我が国の社会経済の発展の向上等に相当程度寄与するものである。このため、本税制を活用することで、民間の設備投資が促進されるとともに、経済波及効果及び雇用創出効果が見込まれ、日本のビジネス環境の向上・都市の国際競争力強化に寄与するものであることから、達成目標の実現に十分に寄与したと考えられる。</p> <p>③ 本税制における2016年度、2017年度、2018年度の設備投資額は、約70億の設備投資を実現しており、所期の達成目標に寄与したと考えられる。今後はさらに、令和元年度から令和3年度にかけて約1,000億の設備投資を予定していることから、さらに所期の達成目標に寄与できる。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本税制の規模として、大臣確認を行った11法人において、約580億円もの設備投資を予定しており、これは総合波及効果で約1,448億円、雇用誘発効果で約8,700人を実現するものであり、我が国の社会経済の発展の向上等に相当程度寄与するものである。このため、本税制を活用することで、民間の設備投資が促進されるとともに、経済波及効果及び雇用創出効果が見込まれ、日本のビジネス環境の向上・都市の国際競争力強化に寄与するものであることから、達成目標の実現に十分に寄与したと考えられる」との説明では、所期の達成目標（2020年までに、世界銀行「Doing Business」（ビジネス環境ランキング）において、日本が先進国3位以内に入る（2016年10月公表時26位）及び2020年までに、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキ</p>
--

<p>ング」において、東京が3位以内に入る（2016年10月公表時3位）に対する過去の効果について、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数0件（平成29年度の特別償却）及び2件（平成29年度の特別控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「2016年度、2017年度、2018年度の設備投資額は、約70億の設備投資を実現しており、所期の達成目標に寄与したと考えられる」との説明では、過去の効果が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数0件（平成29年度の特別償却）及び2件（平成29年度の特別控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄の記載のうち、具体的にどの部分が達成目標なのか明らかでなく、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 《租税特別措置等により達成しようとする目標》は、各区域方針に定めることに寄与し、結果として国家戦略特区全体の目標に資する。</p> <p>本税制措置の活用によって、区域方針に定める目標（例：東京圏国家戦略特別区域は、「2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的なビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創業分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する」こと。）に資する先進的・革新的事業を進めるインセンティブになる。</p> <p>結果として国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）で掲げる「産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」ことに資する。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 「《租税特別措置等により達成しようとする目標》は、各区域方針に定めることに寄与し、結果として国家戦略特区全体の目標に資する。</p> <p>本税制措置の活用によって、区域方針に定める目標（例：東京圏国家戦略特別区域は、「2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的なビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創業分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する」こと。）に資する先進的・革新的事業を進めるインセンティブになる。</p> <p>結果として国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）で掲げる「産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」ことに資する。」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、中でも(1)達成目標が設定されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税3) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税2)
	①: 政策評価の対象税目	(固定資産税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>①特別償却又は投資税額控除 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる措置。 ・対象設備：機械・装置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の45% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の23% ・税額控除率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の14% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の7% (当期法人税額の20%までを限度とする)</p> <p>②研究開発税制の特例 国家戦略特別区域法に基づき、①の特別償却を受ける特定中核事業の用に供する開発研究用資産について、特別償却(45%)に加え、その減価償却費の20%を税額控除できる措置。 ・対象設備：機械・装置(4千万円以上) 開発研究用器具・備品(2千万円以上) ・特別償却率：取得価額の45% ・税額控除率：減価償却費の20%</p> <p>③固定資産税の課税標準の特例 特定中核事業のうち医療分野における一定の研究開発に関する事業の実施主体として区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において取得した当該研究開発の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、当該設備に係る課税標準となすべき価格の2分の1とする制度。</p>

		<p>《要望の内容》</p> <p>国家戦略特区における法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の10及び第68条の14において令和2年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>国家戦略特別区域法第2条第2項、第27条の2、同法施行規則第1条第1項第1号、第2号、第10条 租税特別措置法第42条の10、第68条の14、同施行令第27条の10、第39条の44、 同施行規則第20条の5、第22条の27、 地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号、附則第15条第38項</p>
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和元年8月 分析対象期間：平成26年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成26年度：創設 平成27年度：拡充 (適用対象に①インターナショナルスクール整備事業、②革新的情報サービスを活用した農業の研究開発事業(特定中核事業)を追加するとともに、①の事業の用に供される貸付用の建物等を追加。) 平成28年度：見直しの上、延長 (特定中核事業用設備に係る即時償却措置及び繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長。) 平成30年度：見直しの上、延長 (①特別償却及び税額控除の率、②特定事業の範囲(国際会議等への外国人参加者の便宜となるサービス提供事業及び外国会社勤務者の子女等に対する外国語教育事業の除外)、③特定事業の要件(規制の特例の適用又は利子補給に係る貸付けを受ける者に限定)を見直しの上で、2年延長)</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第1条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策</p>

	<p>を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等 (課税の特例) 第二十七条の二 認定区域計画に定められている特定事業(第二条第二項第一号に掲げるもののうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして内閣府令で定めるもの又は同項第二号に掲げるものに限る。以下この条において同じ。)を実施する法人であつて、国家戦略特別区域内において当該特定事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>・ 国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標4 地方創生の推進 施策目標⑤ 国家戦略特区の推進</p>
<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特区制度は、全国的には実現が困難な規制改革であっても、特定の要件を満たす区域を限定することにより、規制改革を実現してきた制度であるが、従来の特区制度によっても十分に実現できなかった規制改革、いわゆる「岩盤規制」について、その規制改革を実行するための突破口として、国家戦略特区を創設したものである。 その際、実効性を確保するために規制の特例措置について過度な要件を付さないことはもちろんのこと、スピード感と実行力をもって取り組むことが特に重要である。規制改革の突破口という位置付けから、国家戦略特区において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていくことが必要である。このため、PDCAサイクルに基づく評価において、規制の特例措置についての評価に基づき、特区ごとの改革競争を通じて全国展開が促進されるような仕組みを構築するものである。 具体的には、令和元年度から令和3年度まで、5法人の適用、100.832百万円の設備投資が見込まれており、各区域方針に定める目標を達成することに寄与する。(例えば、東京圏国家戦略特別区域の特区目標「2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的なビジネス拠点を形成するとともに、</p>

	<p>近未来技術の実証や創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。」に寄与する。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 各国家戦略特区において、各区域方針に定める目標を達成するため、政策課題を着実に推進し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、経済社会の活力の向上及び持続発展に寄与する。</p>																																				
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p> <p>《延長分》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人 数</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>内訳 特別償却</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>内訳 税額控除</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したものを。</p> <p>各特区へ適用見込法人数及び、各法人の投資見込額を照会し、各年度で合算。(固定資産税・研究開発税制については評価を実施していない。) (適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数 (適用額)認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除の実施額</p>	年度 区分	平成 26	27	28	29	30	令和 1	2	3	適用法人 数	0	2	1	4	5	2	2	1	内訳 特別償却	0	1	1	2	1	1	0	1	内訳 税額控除	0	1	0	2	4	1	2	0
年度 区分	平成 26	27	28	29	30	令和 1	2	3																													
適用法人 数	0	2	1	4	5	2	2	1																													
内訳 特別償却	0	1	1	2	1	1	0	1																													
内訳 税額控除	0	1	0	2	4	1	2	0																													
	<p>②: 適用額</p> <p>《延長分》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用 額</td> <td>0</td> <td>39</td> <td>13.62</td> <td>22.36</td> <td>15</td> <td>194</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>特別 償却</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>234.2</td> <td>54.9</td> <td>2.440</td> <td>972</td> <td>13.290</td> </tr> <tr> <td>税額 控除</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>234.2</td> <td>54.9</td> <td>2.440</td> <td>972</td> <td>13.290</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位にお</p>	年度 区分	平成 26	27	28	29	30	令和 1	2	3	適用 額	0	39	13.62	22.36	15	194	0	0	特別 償却	0	3	0	234.2	54.9	2.440	972	13.290	税額 控除	0	3	0	234.2	54.9	2.440	972	13.290
年度 区分	平成 26	27	28	29	30	令和 1	2	3																													
適用 額	0	39	13.62	22.36	15	194	0	0																													
特別 償却	0	3	0	234.2	54.9	2.440	972	13.290																													
税額 控除	0	3	0	234.2	54.9	2.440	972	13.290																													

		<p>ける適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの。</p> <p>各特区へ適用見込法人数及び、各法人の投資見込額を照会し、各年度で合算。(固定資産税・研究開発税制については評価を実施していない。)</p> <p>(適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数 (適用額)認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除の実施額</p>																																				
③: 減収額	<p>《延長分》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>13</td> <td>3.3</td> <td>264</td> <td>609</td> <td>2,740</td> <td>1,072</td> <td>3,400</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.2</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>216</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0.7</td> <td>0.8</td> <td>0.5</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>478</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの。</p>	年度区分	平成26	27	28	29	30	令和1	2	3	法人税	0	13	3.3	264	609	2,740	1,072	3,400	法人住民税	0	1	0.4	0.4	0.2	3	0	216	法人事業税	0	2	0.7	0.8	0.5	7	0	478	
年度区分	平成26	27	28	29	30	令和1	2	3																														
法人税	0	13	3.3	264	609	2,740	1,072	3,400																														
法人住民税	0	1	0.4	0.4	0.2	3	0	216																														
法人事業税	0	2	0.7	0.8	0.5	7	0	478																														
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○政策目的達成の実現状況</p> <p>これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め95以上となっており、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。また、現在指定している10の区域において、合計315もの事業が、それぞれ135回、40回開催した国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。これらの新たな規制改革等を含め、今後、区域計画の更なる具体化の進展に伴い、新たな事業計画の立案・実行が見込まれている。</p> <p>本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブであり、平成26年度から平成30</p>																																					

		<p>年度までは、適用12法人で、6,981百万円の設備投資の実績があり、令和元年度から令和3年度までは5法人で、100,832百万円の設備投資が見込まれている。これにより産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点の形成がより推進されることとなる(別紙2)。</p> <p>○現在、本税制措置に係る具体的案件の適用に向けて各種調整を進めているところであり、現在、特区自治体から活用案件の掘り出しを行っている。実績が少ない原因として、特区及び事業者への制度の周知が不足している点が上げられる。今後は、特区連絡会議で税制支援制度の周知、戦略的広報事業の活用、海外事業者等向けの英語版HPの新設等を検討している。</p> <p>○租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況 国家戦略特区の活用により、民間からの具体的な事業や施策提案ニーズに迅速に対応し、民間活力の活用を一層推進することで日本経済全体の生産性向上を実現し、「揺るぎない経済の好循環」を確立させる。</p> <p>本税制措置は国家戦略特区の目標達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブであり、自由にビジネスを行える環境整備及び民間主導の事業促進に寄与するものである。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>《税収減を是認するような効果の有無》 本要望の実現により、令和2年度に2法人において、972百万の減収見込額、令和3年度には1法人において、13,290百万の減収額を想定しており、特区内の優良な企業の事業支援を行うことで、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るのに有効である。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国家戦略特区は特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置である。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制について、国家戦略特区を突破口として除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。</p>

(別紙1)

	<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。 規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。 また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者の資金繰りを支援するものである。 したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための国際競争力の強化等に資する事業活動に供する新たな設備投資に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
	<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
<p>12</p>	<p>有識者の見解</p>	<p>—</p>
<p>13</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>平成 29 年 8 月 (平成 29 年内閣 02)</p>

適用数等及び減収額の算定根拠

○平成 26 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	0 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	0 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	0 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	0 百万円		⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	0 百万円		(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0 百万円		②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0 百万円		⑧+⑨
⑧ 所得割	0 百万円		②×税率
⑨ 地方法人特別税	0 百万円		②×税率

○平成 27 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	2 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	39 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	3 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	16 百万円	13 百万円+1 百万円+2 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	13 百万円	(39 百万円×23.9%+3 百万円)×(1+4.4%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	1 百万円	39 百万円×23.9%×12.9%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	2 百万円	1 百万円+1 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	1 百万円	39 百万円×3.1%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	1 百万円	39 百万円×2.9%	②×税率

○平成 28 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	13.62 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	0 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	4.4 百万円	3.3 百万円+0.4 百万円+0.7 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	3.3 百万円	(13.62 百万円×23.4%+0 百万円)×(1+4.4%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0.4 百万円	13.62 百万円×23.4%×12.9%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0.7 百万円	0.3 百万円+0.4 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.3 百万円	13.62 百万円×1.9%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0.4 百万円	13.62 百万円×2.9%	②×税率

○平成 29 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	4件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	22.36 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	234.16 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	265.2 百万円	264 百万円+0.4 百万円+0.8 百万円	⑤ +⑥+⑦
⑤ 法人税	264 百万円	(22.36 百万円×23.4%+234.16 百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0.4 百万円	22.36 百万円×23.4%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0.8 百万円	0.2 百万円+0.6 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.2 百万円	22.36 百万円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0.6 百万円	22.36 百万円×2.9%	②×税率

○平成 30 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	5件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	15 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	549 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	609.7 百万円	609 百万円+0.2 百万円+0.5 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	609 百万円	(15 百万円×23.2%+549 百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0.2 百万円	15 百万円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0.5 百万円	0.1 百万円+0.4 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.1 百万円	15 百万円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0.4 百万円	15 百万円×2.9%	②×税率

○令和元年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	2件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	194 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	2,440 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	2,750 百万円	2,740 百万円+3 百万円+7 百万円	⑤ +⑥+⑦
⑤ 法人税	2,740 百万円	(194 百万円×23.2%+2,440 百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	3 百万円	194 百万円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	7 百万円	1 百万円+6 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	1 百万円	194 百万円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	6 百万円	194 百万円×2.9%	②×税率

○令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	2件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	0 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	972 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	1,072 百万円	1,072 百万円+0 百万円+0 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	1,072 百万円	(0 百万円×23.2%+972 百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0 百万円	0 百万円×23.2%×7.0%	②×税率×税率

⑦ 法人事業税	0 百万円	0 百万円	⑧ +⑨
⑧ 所得割	0 百万円	0 百万円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0 百万円	0 百万円×2.9%	②×税率

○令和3年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	13,290 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	0 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	4,094 百万円	3,400 百万円+216 百万円+478 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	3,400 百万円	(13,290 百万円×23.2%+0 百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	216 百万円	13,290 百万円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	478 百万円	93 百万円+385 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	93 百万円	13,290 百万円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	385 百万円	13,290 百万円×2.9%	②×税率

【国家戦略特区】特別償却又は税額控除の活用実績・見込(取得価額)

単位(百万円)※法人数は延数

特区名	東京都	関西圏	新潟市	養父市	沖縄県	仙北市	仙台市	愛知県	広島県 今治市	合計
平成26年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成27年度	0	39 (1法人)	20 (1法人)	0	0	0	0	0	0	59 (2法人)
平成28年度	0	46 (1法人)	0	0	0	0	0	0	0	46 (1法人)
平成29年度	20 (1法人)	3,073 (3法人)	0	0	0	0	0	0	0	3,093 (4法人)
平成30年度	681 (3法人)	3,102 (2法人)	0	0	0	0	0	0	0	3,783 (5法人)
令和元年度	30,895 (2法人)	0	0	0	0	0	0	0	0	30,895 (2法人)
令和2年度	12,153 (2法人)	0	0	0	0	0	0	0	0	12,153 (2法人)
令和3年度	57,784 (1法人)	0	0	0	0	0	0	0	0	57,784 (1法人)
合計	101,533 (9法人)	6,260 (7法人)	20 (1法人)	0	0	0	0	0	0	107,813 (17法人)

(延数2)

<令和2年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R1内閣03)

(評価実施府省: 内閣府)

【基本情報】

制度名 (措置名)	国家戦略特区における所得控除制度の延長 (国家戦略特別地域における指定法人の課税の特例)										
措置の内容	平成29年度時点	国家戦略特別区域法の指定法人は、設立後5年間、国家戦略特別区域において行われる特定事業に係る所得金額の20%の特別控除ができる。									
	平成30年度税制改正以後	従前どおり									
	令和元年度税制改正以後	従前どおり									
政策目的	大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与すること。										
評価対象税目	義務対象			努力義務対象							
	法人税	法人住民税	法人事業税								
関係条項	措法第61条、第68条の63の2										
要望内容	措置の適用期限を令和4年3月31日まで2年間延長する。										
創設年度	H28	過去の政策評価の実績	H26内閣01、H27内閣01、H29内閣03							区分	延長

【総括表】

R1	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況(効果)																							
	適用件数 (法人税・件)				減収額 (法人税・百万円)				減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)				目標①				目標②-1				目標②-2				目標③				目標④				目標⑤			
	適用実態調査における適用件数(法人税・件)		減収額(法人税・百万円)		適用実態調査における適用件数(地方法人二税・地方法人特別税・百万円)		減収額(地方法人二税・地方法人特別税・百万円)		「2020年までに、世界銀行のビジネスランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る(2015年19位)」(平成29年度評価時)		「2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2014年4位)」(平成29年度評価時)		「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す(開業率)」(平成29年度評価時)		「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す(開業率)」(平成29年度評価時)		「ベンチャー企業へのVC投資額の対名GDP比を2022年までに倍増させることを目指す」(平成29年度評価時)		「2027年6月までに、キャッシュレス比率を倍増し、4割程度とすることを旨とする」(平成29年度評価時)																	
	将来予測	実績	実績+将来予測	実績	将来予測	実績	実績+将来予測	実績	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度				
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
H28	不明	0	-	0	不明	▲0	-	-	不明	▲0	-	-	不明	不明	不明	不明	不明	不明	3	不明	-	-	-	-	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明				
H29	1	1	100.0%	0	▲0.1	▲3.9	5542.9%	-	▲0.0	▲0.9	5838.9%	-	不明	不明	不明	不明	不明	不明	3	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明				
H30	4	1	25.0%	-	▲28.6	▲14.3	49.9%	-	▲6.3	▲3.2	50.7%	-	不明	不明	不明	不明	不明	不明	3	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明				
R1	4	-	-	-	▲36.7	-	-	-	▲7.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
R2	4	-	-	-	▲36.7	-	-	-	▲7.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
R3	3	-	-	-	▲31.6	-	-	-	▲6.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
R5~/ 未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.0%	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-				

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における所得控除制度の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄の記載のうち、具体的にどの部分が達成目標なのか明らかでない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 《租税特別措置等により達成しようとする目標》は、各区域方針に定めることに寄与し、結果として国家戦略特区全体の目標に資する。</p> <p>税制措置の活用によって、区域方針に定める目標（例：福岡市国家戦略特別区域は、「雇用条件の明確化及び高齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図る」こと。）に資する先進的・革新的事業を進めるインセンティブになる。</p> <p>結果として国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）で掲げる「産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」ことに資する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「《租税特別措置等により達成しようとする目標》は、各区域方針に定めることに寄与し、結果として国家戦略特区全体の目標に資する。</p> <p>税制措置の活用によって、区域方針に定める目標（例：福岡市国家戦略特別区域は、「雇用条件の明確化及び高齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図る」こと。）に資する先進的・革新的事業を進めるインセンティブになる。</p> <p>結果として国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）で掲げる「産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」ことに資する」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、「租税特別措置の活用見込等調査」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 租税特別措置の活用見込等調査は、国家戦略特区に対し、特区ごとにアンケートを実施し、全特区の適用件数を合算したものを評価書に記載している。計算に用いた数値（案件ごと）及び出典は別紙2のとおり。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、別紙1において算定根拠が「租税特別措置の活用見込等調査」</p>

とされているが、備考欄に示された特区ごとの内訳と適用法人数の数値が一致しない。
【内閣府の補足説明】
① 別紙1の備考欄の記載に誤りがあったので、別紙を修正した。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額の算定根拠となる適用額について、「租税特別措置の活用見込等調査」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成29年度及び平成30年度）について、別紙1に示された「出典・計算式等」において計算誤りがある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 別紙2のとおり。</p> <p>② 別紙1について、計算の誤りがあったので計算を修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額の算定根拠となる適用額について、「租税特別措置の活用見込等調査」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 将来の減収額の算定根拠となる適用額について、別紙1において算定根拠が「租税特別措置の活用見込等調査」とされているが、備考欄に示された特区ごとの内訳と適用額の数値が一致しない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 別紙2のとおり。</p> <p>② 別紙1備考欄の記載に誤りがあったので、別紙を修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（2020年までに、(世界銀行「Doing Business」ビジネス環境ランキングのpaying taxes, Starting Businessにおいて、日本が先進国3位以内に入る（2016年10月公表時26位））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>② 所期の達成目標（2020年までに、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」において、東京が3位以内に入る（2016年10月公表時3位））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（開業率が廃業率を上回る状態にし、開業・廃業率が米国・英国レベル（10%台）となることを目指す）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>④ 所期の達成目標（ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増すること）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>⑤ 所期の達成目標（今後10年間（2027年6月まで）に、キャッシュレス決済比率を倍増し、</p>

<p>4割程度とすることを旨とする)に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 世界銀行「Doing Business」ビジネス環境ランキングは、未来投資戦略2017「国家戦略特区による大胆な規制改革」の項目において、国家戦略特区に係る政策全体のKPIとして設定したものである。本統計は、岩盤規制改革等によって達成されるべき項目が含まれているため、他の政策の進捗にも左右されるが、所得控除の特例措置は、平成29年度に活用実績があり、納税環境の向上、ひいてはランキングの向上に寄与したと考えられる。</p> <p>② 森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」は、未来投資戦略2017「国家戦略特区による大胆な規制改革」の項目において、国家戦略特区に係る政策全体のKPIとして設定したものである。所得控除を含め国家戦略特区税制の活用案件も増えており、ランキングの向上に寄与したと考えられ、本統計は、3位を維持している。</p> <p>③ 開業率及び廃業率は、中小企業白書の2015年データが最新であるため、本税制の成果は把握できていないが、平成29年度及び平成30年度において、ベンチャー企業が所得控除の特例措置を活用する事例も生まれていることから、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与するものと考えられる。</p> <p>④ 目標の終期を2022年(令和4年)に設定しているため現在の比率は把握できていないが、平成29年度及び平成30年度において、ベンチャー企業が所得控除の特例措置を活用する事例も生まれていることから、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与するものと考えられる。</p> <p>⑤ キャッシュレス決済に係る目標は、平成30年度税制改正においてフィンテック分野の拡充を要望したため、達成目標として追加したものである。要望の結果、フィンテック分野への拡充は認められなかったため、税制の対象分野に含まれていない。したがって、達成目標からは除外する。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「世界銀行「Doing Business」ビジネス環境ランキングは、未来投資戦略2017「国家戦略特区による大胆な規制改革」の項目において、国家戦略特区に係る政策全体のKPIとして設定したものである。本統計は、岩盤規制改革等によって達成されるべき項目が含まれているため、他の政策の進捗にも左右されるが、所得控除の特例措置は、平成29年度に活用実績があり、納税環境の向上、ひいてはランキングの向上に寄与したと考えられる」との説明では、所期の達成目標(2020年までに、(世界銀行「Doing Business」ビジネス環境ランキングのpaying taxes, Starting Businessにおいて、日本が先進国3位以内に入る(2016年10月公表時26位))に対する過去の効果について、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、過去の適用数1件(平成30年度)は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」は、未来投資戦略2017「国家戦略特区による大胆な規制改革」の項目において、国家戦略特区に係る政策全体のKPIとして設定したものである。所得控除を含め国家戦略特区税制の活用案件も増えており、ランキングの向上に寄与したと考えられ、本統計は、3位を維持している。」との説明では、所期の達成目標(2020年までに、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」において、東京が3位以内に入る(2016年10月公表時3位))に対する過去の効果について、過去の適用数1件(平成30年度)は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「開業率及び廃業率は、中小企業白書の2015年データが最新であるため、本税制の成果は把握できていないが、平成29年度及び平成30年度において、ベンチャー企業が所得控除の</p>
--

<p>特例措置を活用する事例も生まれていることから、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与するものと考えられる」との説明では、所期の達成目標(開業率が廃業率を上回る状態にし、開業・廃業率が米国・英国レベル(10%台)となることを旨とする)に対する過去の効果について、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、過去の適用数1件(平成30年度)は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「目標の終期を2022年(令和4年)に設定しているため現在の比率は把握できていないが、平成29年度及び平成30年度において、ベンチャー企業が所得控除の特例措置を活用する事例も生まれていることから、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与するものと考えられる」との説明では、所期の達成目標(ベンチャー企業へのVC投資額の対名GDP比を2022年までに倍増すること)に対する過去の効果について、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、過去の適用数1件(平成30年度)は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
<p>(7) 将来の効果</p> <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 《(租税特別措置等により達成しようとする目標)欄の記載のうち、具体的にどの部分が達成目標なのか明らかでなく、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 《(租税特別措置等により達成しようとする目標)は、各区域方針に定めることに寄与し、結果として国家戦略特区全体の目標に資する。</p> <p>税制措置の活用によって、区域方針に定める目標(例:福岡市国家戦略特別区域は、「雇用条件の明確化及び高齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図る」こと。)に資する先進的・革新的事業を進めるインセンティブになる。</p> <p>結果として国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)で掲げる「産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」ことに資する。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 「《(租税特別措置等により達成しようとする目標)は、各区域方針に定めることに寄与し、結果として国家戦略特区全体の目標に資する。税制措置の活用によって、区域方針に定める目標(例:福岡市国家戦略特別区域は、「雇用条件の明確化及び高齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図る」こと。)に資する先進的・革新的事業を進めるインセンティブになる。結果として国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)で掲げる「産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」ことに資する。」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)、(7)に課題があり、その中でも(1)達成目標が設定されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国家戦略特区における所得控除制度の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税:4) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税:3)
	① 政策評価の対象税目 ② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》 <現行制度の概要> 国家戦略特別区内の設立5年未満の法人の所得の20%を課税所得から控除できる措置 ・対象事業:国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、対象分野の事業であって、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。 ・対象分野:医療、国際、農業、一定のIoT等 ・主な法人指定要件 ①指定期限:令和2年3月31日 ②設立時期:特区指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満 ③事業要件:専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと ④区域要件:特区内に本店又は主たる事務所を有すること</p> <p>《要望の内容》 国家戦略特区における指定法人の課税の特例措置について、租税特別措置法第61条及び第68条の63の2において、法人の指定期限が令和2年3月31日となっており、この指定期限を2年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第61条、第68条の63の2 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第37条、第39条の90の2 ・租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第21条の18、第22条の61 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号</p>
	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
	6	評価実施時期及び分析対象期間

7	創設年度及び改正経緯	平成28年度:創設 平成30年度:適用期限の延長	
8	適用又は延長期間	2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第1条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等 第二十七条の三 認定区域計画に定められている特定事業(当該特定事業の将来における成長発展を図ることが産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして内閣府令で定めるものに限る。)を実施する法人(当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして国家戦略特別区域担当大臣が指定するものに限る。)の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>・国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4 地方創生の推進 施策目標5 国家戦略特区の推進
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特区制度は、全国的には実現が困難な規制改革であっても、特定の要件を満たす区域を限定することにより、規制改革を実現してきた制度であるが、従来の特区制度によっても十分に実現できなかった規制改革、いわゆる「岩盤規制」について、その規制改革

			<p>を実行するための突破口として、国家戦略特区を創設したものである。</p> <p>その際、実効性を確保するために規制の特例措置について過度な要件を付さないことはもちろんのこと、スピード感と実行力をもって取り組むことが特に重要である。規制改革の突破口という位置付けから、国家戦略特区において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていく必要がある。このため、PDCAサイクルに基づく評価において、規制の特例措置についての評価に基づき、特区ごとの改革競争を通じて全国展開が促進されるような仕組みを構築するものである。</p> <p>具体的には、令和元年度から令和3年度まで、127.1百万円の減収を見込んでおり、これは各区域方針に定める目標に寄与する。(例えば、福岡市国家戦略特別区域の特区目標「雇用条件の明確化及び高齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図る。」に寄与する。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 各国家戦略特区において、各区域方針に定める目標を達成するため、政策課題を着実に推進し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、経済社会の活力の向上及び持続発展に寄与する。</p>														
10	有効性等	① 適用数	<p>《延長分》 (単位:社、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28年 度</th> <th>平成 29年 度</th> <th>平成 30年 度</th> <th>令和1 年度</th> <th>令和2 年度</th> <th>令和3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用 法人 数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの。</p> <p>各特区へ適用見込法人数及び、各法人の所得額を照会し、各年度で合算。 (適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数 (適用額)認定を受けた事業に係る法人所得</p>	年度 区分	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度	適用 法人 数	0	1	1	4	4	3
		年度 区分	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度									
適用 法人 数	0	1	1	4	4	3											
② 適用額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28年 度</th> <th>平成 29年 度</th> <th>平成 30年 度</th> <th>令和1 年度</th> <th>令和2 年度</th> <th>令和3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用 法人 数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度	適用 法人 数	0	1	1	4	4	3		
年度 区分	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度											
適用 法人 数	0	1	1	4	4	3											

			<table border="1"> <tr> <td>適用額(万円)</td> <td>0</td> <td>1,656</td> <td>6,146</td> <td>14,345</td> <td>14,345</td> <td>12,345</td> </tr> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの。</p> <p>各特区へ適用見込法人数及び、各法人の所得額を照会し、各年度で合算。 (適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数 (適用額)認定を受けた事業に係る法人所得</p>	適用額(万円)	0	1,656	6,146	14,345	14,345	12,345																					
適用額(万円)	0	1,656	6,146	14,345	14,345	12,345																									
③	減収額	○減収額 《延長分》	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28年 度</th> <th>平成 29年 度</th> <th>平成 30年 度</th> <th>令和1 年度</th> <th>令和2 年度</th> <th>令和3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人 税(万 円)</td> <td>0</td> <td>388</td> <td>1,426</td> <td>3,671</td> <td>3,671</td> <td>3,159</td> </tr> <tr> <td>法人 住民 税(万 円)</td> <td>0</td> <td>27</td> <td>100</td> <td>258</td> <td>258</td> <td>222</td> </tr> <tr> <td>法人 事業 税(万 円)</td> <td>0</td> <td>60</td> <td>221</td> <td>518</td> <td>518</td> <td>446</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p>	年度 区分	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度	法人 税(万 円)	0	388	1,426	3,671	3,671	3,159	法人 住民 税(万 円)	0	27	100	258	258	222	法人 事業 税(万 円)	0	60	221	518	518	446
		年度 区分	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度																							
法人 税(万 円)	0	388	1,426	3,671	3,671	3,159																									
法人 住民 税(万 円)	0	27	100	258	258	222																									
法人 事業 税(万 円)	0	60	221	518	518	446																									
④	効果	<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 《延長分》 (単位:社)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28年 度</th> <th>平成 29年 度</th> <th>平成 30年 度</th> <th>令和1 年度</th> <th>令和2 年度</th> <th>令和3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用 法人 数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 算定根拠については、別紙1参照 2. 令和2年以降については、予想値</p> <p>○会社設立初期においては、事業を運営していく上で、例えば、人材確保など事業拡大のための様々な資金が必要になることが多く、これ</p>	年度 区分	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度	適用 法人 数	0	1	1	4	4	3															
年度 区分	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度																									
適用 法人 数	0	1	1	4	4	3																									

			<p>らなどに対する投資余力の確保を図る必要がある。</p> <p>本税制は、平成29年度にサウレテクノロジー株式会社（福岡市）で適用され、平成29年度に4.75百万、平成30年度に17.47百万の法人税所得を減収しており、規制の特例を活用してベンチャー企業の創出を図り、IoT分野における革新性の高い新規事業に対し、本税制措置を通じて収益基盤の確保を支援しているところ。このように、イノベーションの源泉となる起業や新規事業の円滑な創出等を促進することで、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促進することで、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図ることが可能となり、国民経済の発展及び国民生活の向上に資する。</p> <p>○達成目標に対する効果の寄与 本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。それが自由にビジネスを行える環境整備、民間主導の事業促進に繋がることで、各特区の区域方針に定める目標に寄与し、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、経済社会の活力の向上及び持続発展を図る。</p> <p>○上記目的を達成するためには、規制の特例を活用して高い革新性を備えた技術やビジネスの創出は必要不可欠である。本措置により、ベンチャー企業等の成長を促し、イノベーションや独創的なビジネスモデルの生み出す原動力となることで産業の国際競争力の強化に寄与するものである。例えばIoT分野について、自動走行など先進性が高い分野をモデルとしており、革新的な事業を行う法人に税制支援を行っている。また、毎年度終了後に事業実施報告書を提出させることにより、事業の進捗度等を検証することとしている。</p> <p>○現在、本税制措置に係る具体的案件の適用に向けて各種調整を進めているところであり、現在、特区自治体から活用案件の掘り出しを行っているところ。実績が少ない原因として、特区及び事業者への制度の周知が不足している点が上げられる。今後は、特区連絡会議で税制支援制度の周知、戦略的広報事業の活用、海外事業者等向けの英語版HPの新設等を検討している。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本要望の実現によって、令和2年度に4法人において、44.47百万の減収見込額、令和3年度に3法人において、38.27百万の減収額を想定しており、特区内の優良な企業の事業支援を行うことで、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るのに有効である。国家戦略特区において先行して大胆な規制緩和、税制措置の施策の総合的かつ集中的な実施がなされることにより、特区内への民間投資が喚起され、我が国の経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の創出が一層促進される。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国家戦略特区は、特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特</p>

			<p>別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置である。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を、国家戦略特区を突破口として除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。</p> <p>また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し国家戦略特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための革新性の高い事業を行うベンチャー企業の初期における事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成29年8月(H29内閣03)

(別紙1)

適用数等及び減収額の算定根拠(拡充分)

平成28年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	0件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
② 適用額	0円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(0)、沖縄県(0)
③ 減収額	0円	0円	④+⑤+⑥
④ 法人税	0円	②×23.4%	②×税率
⑤ 法人住民税	0円	④×12.9%	④×税率
⑥ 法人事業税	0円	⑦+⑧	⑦+⑧
⑦ 所得割	0円	②×1.9%	②×税率
⑧ 地方法人特別税	0円	②×2.9%	②×税率

平成29年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(1)、沖縄県(0)
② 適用額	1,656万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(1)、沖縄県(0)
③ 減収額	475万円		④+⑤+⑥
④ 法人税	388万円	②×23.4%	②×税率
⑤ 法人住民税	27万円	④×7.0%	④×税率
⑥ 法人事業税	60万円	⑦+⑧	⑦+⑧
⑦ 所得割	12万円	②×0.7%	②×税率
⑧ 地方法人特別税	48万円	②×2.9%	②×税率

平成30年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(1)、沖縄県(0)
② 適用額	6,146万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(0)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(1)、沖縄県(0)
③ 減収額	1,747万円		④+⑤+⑥
④ 法人税	1,426万円	②×23.2%	②×税率
⑤ 法人住民税	100万円	④×税率	②×税率
⑥ 法人事業税	221万円	⑤+⑧	⑦+⑧
⑦ 所得割	43万円	②×0.7%	②×税率
⑧ 地方法人特別税	178万円	②×2.9%	②×税率

令和元年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	4件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(1)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(1)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(2)、沖縄県(0)
② 適用額	14,345万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(1)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(1)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(2)、沖縄県(0)
③ 減収額	4,447万円		④+⑤+⑥
④ 法人税	3,671万円	(②×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	②×税率
⑤ 法人住民税	258万円	④×7.0%	④×税率
⑥ 法人事業税	518万円	⑦+⑧	⑦+⑧
⑦ 所得割	101万円	②×0.7%	②×税率
⑧ 地方法人特別税	417万円	②×2.9%	②×税率

令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	4件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(1)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(1)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(2)、沖縄県(0)

租税特別措置の活用見込等調査（所得控除減収見込額）

別紙2

② 適用額	14,345 万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(1)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(1)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(2)、沖縄県(0)
③ 減収額	4,447 万円		④+⑤+⑥
④ 法人税	3,671 万円	(②×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	
⑤ 法人住民税	258 万円	④×7.0%	④×税率
⑥ 法人事業税	518 万円	⑦+⑧	⑦+⑧
⑦ 所得割	101 万円	②×0.7%	
⑧ 地方法人特別税	417 万円	②×2.9%	②×税率

○令和3年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	3 件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(1)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(2)、沖縄県(0)
② 適用額	12,345 万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	仙北市(1)、仙台市(0)、新潟市(0)、東京圏(0)、愛知県(0)、関西圏(0)、養父市(0)、広島県・今治市(0)、福岡県・北九州市(2)、沖縄県(0)
③ 減収額	3,827 万円		④+⑤+⑥
④ 法人税	3,159 万円	(②×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	②×税率
⑤ 法人住民税	222 万円	④×7.0%	④×税率
⑥ 法人事業税	446 万円	⑦+⑧	⑦+⑧
⑦ 所得割	87 万円	②×0.7%	②×税率
⑧ 地方法人特別税	359 万円	②×2.9%	②×税率

平成29年度(2017)

法人名	特区	設立年(西暦)	規制特例	事業分野	特定事業の名称	(予想)所得額(万円)	減収見込み額(万円)
サウレテックロジージャパン株式会社	福岡市	2017	創業外国人材	IoT	VLC(可視光通信)受光器解析システム等の開発	1,656	475

平成30年度(2018)

法人名	特区	設立年(西暦)	規制特例	事業分野	特定事業の名称	(予想)所得額(万円)	減収見込み額
サウレテックロジージャパン株式会社	福岡市	2017	創業外国人材	IoT	VLC(可視光通信)受光器解析システム等の開発	6,146	1,747

令和元年度(2019)

法人名	特区	設立年(西暦)	規制特例	事業分野	特定事業の名称	(予想)所得額(万円)	減収見込み額
サウレテックロジージャパン株式会社	福岡市	2017	創業外国人材	IoT	VLC(可視光通信)受光器解析システム等の開発	4,845	1,502
A社	福岡市	2017	創業外国人材	医療	医療	5,000	1,549
B社	仙北市	2016	農業生産法人	農業	農業	2,500	776
C社	養父市	2015	企業農地	農業	農業	2,000	620
合計						14,345	4,447

令和2年度(2020)

法人名	特区	設立年(西暦)	規制特例	事業分野	特定事業の名称	(予想)所得額(万円)	減収見込み額
サウレテックロジージャパン株式会社	福岡市	2017	創業外国人材	IoT	VLC(可視光通信)受光器解析システム等の開発	4,845	1,502
A社	福岡市	2017	創業外国人材	医療	医療	5,000	1,549
B社	仙北市	2016	農業生産法人	農業	農業	2,500	776
C社	養父市	2015	企業農地	農業	農業	2,000	620
合計						14,345	4,447

令和3年度(2021)

法人名	特区	設立年(西暦)	規制特例	事業分野	特定事業の名称	(予想)所得額(万円)	減収見込み額
サウレテックロジージャパン株式会社	福岡市	2017	創業外国人材	IoT	VLC(可視光通信)受光器解析システム等の開発	4,845	1,502
A社	福岡市	2017	創業外国人材	医療	医療	5,000	1,549
C社	仙北市	2016	農業生産法人	農業	農業	2,500	776
合計						12,345	3,827

※適用見込法人については、各特区への調査結果を基にしているが、当該調査は公表を前提にしておらず、具体的な法人名、また予想所得額等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、具体的な企業名を伏せることとした。

【総括表の別紙】

租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）																																								
目標③					目標④					目標⑤					目標⑥					目標⑦					目標⑧					目標⑨					目標⑩					
つくば国際戦略総合特区 「産官連携による新規プロジェクト創出数（累積）」 （平成29年度評価時）					アジアヘッドクォーター特区 「外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致（4年間で40社以上誘致（対象業種：IoT、ビッグデータ、AI等の第4次産業革命関連企業を中心とした東京（日本）の成長を促す業種）」					京浜臨海部ライノベーション国際戦略総合特区 「特区事業の実施によるライノベーション分野における経済効果（特区関連事業による投資額 5年間（平成29年度～令和13年度）累計：475億円）」					京浜臨海部ライノベーション国際戦略総合特区 「医療・健康産業の創出に伴う経済波及効果（検体・情報基盤に対する設備投資額（累計）」（平成29年度評価時）					アジアN o. 1航空宇宙産業クラスター形成特区 「中部地域における航空宇宙産業の生産高（8.7千億円（平成25年度）→11.8千億円（令和2年度） 代替指標：中部地域における航空機・部品の生産高）」					アジアN o. 1航空宇宙産業クラスター形成特区 「我が国（中部地域（愛知県・岐阜県を中心とした5県）の航空宇宙産業の国際市場シェア）（代替指標：中部地域における航空機・部品の生産高）」 （平成29年度評価時）					関西イノベーション国際戦略特区 「研究段階（入口）における効果（特区支援制度活用による医薬品・医療機器関連設備投資額 平成23年度～令和3年度の累積570億円）」					グリーンアジア国際戦略総合特区 「当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高（約0.2兆円（平成22年12月現在）→約5.19兆円（令和2年12月）」					
目標値 （件） （累計）	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値 （億円） （累計）	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値 （億円） （累計）	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値 （億円） （累計）	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値 （億円） （累計）	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値 （億円） （累計）	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値 （億円） （累計）	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度						
H23	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	-	-	-	-	不明	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-					
H24	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	-	-	-	-	不明	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-					
H25	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	-	-	-	-	不明	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-					
H26	8	不明	8	不明	100.0%	20	不明	31	不明	155.0%	-	-	-	-	46	不明	27	不明	58.7%	5,200	不明	7,150	不明	137.5%	5,200	不明	7,150	不明	137.5%	164	不明	142	不明	86.6%	12,700	不明	12,800	不明	100.8%	
H27	9	不明	9	不明	100.0%	35	不明	46	不明	131.4%	-	-	-	-	79	不明	50	不明	63.3%	5,800	不明	8,547	不明	147.4%	5,800	不明	8,547	不明	147.4%	307	不明	323	不明	105.2%	16,500	不明	20,300	不明	123.0%	
H28	10	不明	9	不明	90.0%	50	不明	50	不明	100.0%	-	-	-	-	110	不明	97	不明	88.2%	6,700	不明	7,393	不明	110.3%	6,700	不明	7,393	不明	110.3%	450	不明	443	不明	98.4%	21,000	不明	24,000	不明	114.3%	
H29	-	-	-	-	-	10	不明	10	不明	100.0%	115	不明	119	不明	103.5%	-	-	-	-	-	7,000	不明	7,925	不明	113.2%	7,000	不明	7,925	-	113.2%	470	不明	510	-	108.5%	26,700	不明	31,000	不明	116.1%
H30	-	-	-	-	-	20	不明	20	不明	100.0%	196	不明	260	不明	132.7%	-	-	-	-	-	7,400	不明	7,598	不明	102.7%	-	-	-	-	-	490	不明	590	-	120.4%	33,500	不明	35,300	不明	105.4%
R1	-	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	-			
R2	-	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	8,200	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	51,900	不明	-	-
R3	-	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	475	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	570	不明	-	-	-	-	-	-			
R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
R5~ /未定	-	-	-	-	-	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（各国際戦略総合特区において、各特区計画に定める目標達成時期までに計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する（つくば国際戦略総合特区、アジアヘッドクォーター特区、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区及びグリーンアジア国際戦略総合特区））を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区の達成目標につき、《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄の記載と《効果》欄の記載が一致していない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 「各国際戦略総合特区において、各特区計画に定める目標達成時期（令和2年度又は令和3年度）までに計画を着実に推進し・・・」と記載しており令和2年度～令和3年度の延長要望期間と合致している。なお、つくば国際戦略特区、アジアヘッドクォーター特区、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区、グリーンアジア国際戦略総合特区については、目標年度の最終年度が令和2年度となっているが、特区の区域計画策定期間により最終目標年度に差異があるため、上記の特区については現時点においては令和2年度が目標年度の最終年度となっている。令和2年度以降について区域計画の再認定を受けるかどうかは特区の意向によるものであるため、現時点において令和3年度の目標値をお示しすることは出来ない。</p> <p>② 評価指標「中部地域における航空宇宙産業の生産高」の実績値の算出に当たっては、一般社団法人日本航空宇宙工業会が公表している「航空宇宙産業データベース」等を使用していることから、評価時点における実績値を把握できない。そのため、毎年度の評価については、実数把握のできる「中部地域における航空機・部品の生産高」（「管内主要製品生産実績」（経済産業省中部経済産業局）から抜粋）により行うこととしている。事前評価書においては、代替指標の目標値を追記することで、《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄の記載と《効果》欄の記載の整合性を図る。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「つくば国際戦略特区、アジアヘッドクォーター特区、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区、グリーンアジア国際戦略総合特区については、目標年度の最終年度が令和2年度となっているが、特区の区域計画策定期間により最終目標年度に差異があるため、上記の特区については現時点においては令和2年度が目標年度の最終年度となっている。令和2年度以降について区域計画の再認定を受けるかどうかは特区の意向によるものであるため、現時点において令和3年度の目標値をお示しすることは出来ない」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに、適用数及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
--

<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 毎年、各特区に対して前年度の実績を調査しているため、過去の適用数及び適用額については推計値を用いていない。</p> <p>なお、当該適用見込法人数及び特別償却、税額控除実施額は各特区への調査結果を基にしているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数を公表してしまうと、一の年度の適用法人数が少ない特区において適用した具体的な法人名、また投資額等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数等は伏せることが適当であると考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「当該適用見込法人数及び特別償却、税額控除実施額は各特区への調査結果を基にしているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数を公表してしまうと、一の年度の適用法人数が少ない特区において適用した具体的な法人名、また投資額等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数等は伏せることが適当であると考えられる」との説明では、過去の適用数（平成26年度）について、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに、適用数及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、過去の適用数について、租税透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、適用数及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 将来の適用数については、本年度特区への見込み調査を行い、その数値を使用しており推計は行っていない。なお、特別償却及び税額控除のそれぞれの適用数について内訳がわかるよう事前評価書の修正を行う。</p> <p>なお、当該適用見込法人数及び特別償却及び税額控除実施額は各特区への調査結果を基にしているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数を公表してしまうと、一の年度の適用法人数が少ない特区において適用する具体的な法人名、また投資額等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数等は伏せることが適当であると考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成29年度の法人税及び法人事業税）について、別紙に示された数値と出典・計算式等が一致しない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 適用額（特別償却、税額控除）については特区に対する調査の数値を使用しており、内閣府において計算は行っていない。過去の減収額については、特区から報告を受けた前述の特別償却実施額及び税額控除実施額を基に内閣府において計算のうえ算出している。算出の根拠については事前評価書の別紙1（提出済み）を参照。</p> <p>なお、過去の減収額については、各特区に調査を行った「特別償却及び税額控除実施</p>

額」を基に算出しているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用額等を公表してしまうと、一の年度の適用数が少ない特区において適用した具体的な投資状況等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用額等は伏せることが適当であると考える。

② ご指摘いただいた別紙1の平成29年度の出典・計算式等の欄について修正を行った。併せて平成30年度の出典・計算式等の欄の修正も行った。

【点検結果】

- ① 「過去の減収額については、各特区に調査を行った「特別償却及び税額控除実施額」を基に算出しているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用額等を公表してしまうと、一の年度の適用数が少ない特区において適用した具体的な投資状況等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用額等は伏せることが適当であると考える」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- また、過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されており、その適切な理由も明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。）が特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。
- ② 将来の減収額（令和元年度の法人事業税）について、別紙に示された数値と出典・計算式等が一致しない。

【内閣府の補足説明】

- ① 将来の減収額については、本年度特区への見込み調査を行い、特別償却実施額及び税額控除実施額を報告してもらい、その数値を用いて内閣府において推計をしている。なお、算出の根拠については事前評価書の別紙1（提出済み）を参照。
- また、減収見込み額については、各特区に調査を行った「特別償却及び税額控除実施額」を基に算出しているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用額等を公表してしまうと、一の年度の適用数が少ない特区において適用する具体的な投資状況等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用額等は伏せることが適当であると考える。
- ② 指摘いただいた別紙1の令和元年度の法人事業税の出典・計算式等の欄の記載の修正を行った。

【点検結果】

- ① 「減収見込み額については、各特区に調査を行った「特別償却及び税額控除実施額」を基に算出しているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用額等を公表してしまうと、一の年度の適用数が少ない特区において適用する具体的な投資状況等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用額等は伏せることが適当であると考える」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 各特区の達成目標に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ② 各特区の達成目標に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

- ③ 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数6件（平成29年度の特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されており、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。
- ④ 租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合88.9%（平成29年度の特別控除）は、8割超であり、特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が分析されており、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 事前評価書の効果の欄に特区ごとの算定根拠を追記。
算定根拠は特区が作成する「国際戦略総合特別区域計画及び国際戦略総合特別区域評価書」の実数を用いており、内閣府において、何らの計算（推計）は行っていない。
- ② アンケートによる直接的な効果の分析については今後の課題として取り組んでまいりたい。なお、過去の本税制による事業で具体的な活用事例と指標への影響について効果の欄に追記を行った。
- ③ 特区への実態調査によると平成29年度の適用法人数は45法人であることから、当該年度においては多くの事業者が「特別償却」ではなく「税額控除」を選択したことになる。この選択については、本特例については事業者の判断により「特別償却」若しくは「税額控除」を選択が可能であることから、事業者が投資の状況に応じて、より有利な制度選択をした結果によるものと推測される。平成29年度における特別償却の適用数は少なかったが、税額控除を含めた全体の適用法人数は45法人であり、過去の推移状況と比較しても少ないものではなく積極的な設備投資が行われていることから、平成29年度における本特例措置についても国際戦略総合特区の目標達成に寄与していると言える。
- ④ 租税特別措置を通じて、特区内の産業拠点形成に係る設備投資が促進され、民間事業者による事業活性化の拡大を通じ、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積へとつなげるものである。
- 例えば、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区であれば、本税制を活用して航空機や部品製造に係る設備投資の促進を図るため、大規模な工場整備から中小企業の素材の設備投資まで幅広く投資が混在することとなる。また関西イノベーション国際戦略総合特区であれば、新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や治験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も存在する。研究棟や拠点整備であれば設備投資額は大きく、実験装置等の設備投資であれば設備投資額は少額となる。
- このように、各特区における数値目標の達成実現に向け、大小様々な事業者が特区内の産業拠点形成に係る設備投資を行っていく過程において、適用額の偏りが生じることは自然の流れであり、その偏りが達成目標の実現寄与に影響を与えるものではなく、むしろ大小多くの事業者がいかに関与できるかが特区の推進に影響を与えるものと考えている。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、つづば国際戦略総合特区及び京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の所期の目標について、過去の効果の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 「事業者が投資の状況に応じて、より有利な制度選択をした結果によるものと推測される。平成29年度における特別償却の適用数は少なかったが、税額控除を含めた全体の適用法人数は45法人であり、過去の推移状況と比較しても少ないものではなく積極的な設備投資が行われていることから、平成29年度における本特例措置についても国際戦略総合特区の目標達成に寄与していると言える」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 各特区の達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。</p> <p>② 各特区の達成目標に対する将来の効果について予測される将来の適用数7件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかになっていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 国際戦略総合特区の目的は「産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る」としており、その目的達成のために各特区は区域計画を策定し、各地域の実情にあった目標を設定し、事業に取り組んでいるところである。総合特区の制度については規制の緩和と財政支援、税制支援、金融支援を地域の実情に応じて特区がオーダーメイド式に活用することを国が支援する仕組みとなっており、特区が個々に設定する目標値に対して将来的な本税制部分の効果を定量的に示すことは極めて困難である。</p> <p>一方、特区が活用できる本税制支援措置については特区の目的に資する事業として、関連法令で定められており、本税制を今後特区が活用することにより、国際戦略総合特区の目的達成に寄与するものである。</p> <p>一例としてグリーンアジア国際戦略特区が掲げる指標と国際戦略総合特区の目標への関連性を次にお示しする。</p> <p style="text-align: center;">本税制支援を活用し 「環境配慮型高機能・高パフォーマンス製品開発・生産拠点の開発」 といった条件に適合する事業が特区区域内において実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">工場の誘致や新たな生産ラインの設備投資により、グリーンアジア特区の目標である 「当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高」に貢献</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">国際総合戦略総合特区の目的である 「産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る」に貢献</p> <p>② 令和3年度の見込みについては、特区に調査を行った結果であり、特区としても確度の高い情報のみを報告してきているものと思われる。これは令和2年度の見込みが26法人であり、令和3年度が7法人であることから推測される。一方、過年度の適用法人数を分析すると、当初年度の平成26年度は61法人であり、それ以降の平成27年度から本年度にかけては40法人前後で推移している。</p> <p>このことから令和2年度においては確度が高い26法人から更に増加する可能性が高い。また、令和3年度については、特区の計画期間が令和2年度で終了する特区があり、その特区については現時点での延長を確定できないケースがあり、その場合は適用法人の見込みが報告されていない。計画期間が終了する特区が計画を延長する場合、報告を受けている確度の高い7法人と併せて、今後同様の需要が見込まれることから、指定法人数も増加する可能性は高い。以上のことから、本税制に対する需要は現時点における特区の見込み数よりも高くなることが想定され、引き続き本特例措置を活用した特区の目標達成に寄与できるものと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「総合特区の制度については規制の緩和と財政支援、税制支援、金融支援を地域の実情に応じて特区がオーダーメイド式に活用することを国が支援する仕組みとなっており、特区が個々に設定する目標値に対して将来的な本税制部分の効果を定量的に示すことは極めて困難である」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「計画期間が終了する特区が計画を延長する場合、報告を受けている確度の高い7法人と併せて、今後同様の需要が見込まれることから、指定法人数も増加する可能性は高い。以上のことから、本税制に対する需要は現時点における特区の見込み数よりも高くなる</p>

ことが想定され、引き続き本特例措置を活用した特区の目標達成に寄与できるものと考えている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(2)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税7) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税5)
	① 政策評価の対象税目	
	② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>○特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人指定の期限：令和2年3月31日 ・対象設備：機械・装置（2千万円以上） 開発研究用器具・備品（1千万円以上） 建物・付属設備・構築物（1億円以上） ・特別償却の割合：機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の34% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の17% ・税額控除の割合：機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の10% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の5%（当期法人税額の20%を限度とする） ・設備等取得の期間：法人指定の日から令和2年3月31日まで
		<p>《要望の内容》</p> <p>総合特別区域法第26条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の11及び第68条の14の2において令和2年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p>
		<p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合特別区域法第26条 ・総合特別区域法施行規則第15条 ・租税特別措置法第42条の11、第68条の14の2 ・地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局

6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和元年8月 分析対象期間：平成26年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成23年度：創設</p> <p>平成25年度：拡充 (適用対象に「開発研究用器具・備品」を追加)</p> <p>平成26年度：延長(2年間)</p> <p>平成28年度：見直しの上、延長 (特別償却率及び税額控除率を見直し、繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長)</p> <p>平成30年度：延長(2年間) (特別償却及び税額控除の率、対象事業の範囲(国際海上輸送網の拠点となる港湾等の整備等に関する事業及び国際的な事業機会の創出等に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業を除外)を見直した上で、2年延長)</p>
		2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)
8	適用又は延長期間	2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)
		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な拠点を形成すること。</p> <p>総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号) 第三章 国際戦略総合特別区域における特別の措置 第四節 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置 第二款 課税の特例 第二十六条 認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第二号イ又はロに掲げる事業を実施する法人(内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体(内閣府令で定める要件を受けた指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。))が指定するものに限る。以下この条において「指定法人」という。)であって、国際戦略総合特別区域内において当該事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p>
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。</p>
		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な拠点を形成すること。</p> <p>総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号) 第三章 国際戦略総合特別区域における特別の措置 第四節 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置 第二款 課税の特例 第二十六条 認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第二号イ又はロに掲げる事業を実施する法人(内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体(内閣府令で定める要件を受けた指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。))が指定するものに限る。以下この条において「指定法人」という。)であって、国際戦略総合特別区域内において当該事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p>

<p>②</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>4 地方創生の推進 ⑨ 総合特区の推進</p>
<p>③</p>	<p>達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 より具体的には、各国際戦略総合特区において、各特区計画に定める目標達成時期(令和2年度又は令和3年度)までに計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。 また、我が国の宇宙開発利用を支える産業基盤を持続的に維持・発展させ、国際競争力を強化していくため、国内外への需要に応えるとともに新たな市場を創造していく後押しをすることが肝要である。</p> <p>【各特区において達成すべき水準(目標値)】 全7特区において、合計35種類の数値目標を掲げている。 各特区における代表的な数値目標及び達成すべき時期は次のとおりである。</p> <p>○北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区 評価指標:特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額 数値目標:2,600億円 [平成28年度に対する5年間(平成29年度～令和3年度まで)の売上増加額累計]</p> <p>○つくば国際戦略総合特区 評価指標:ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進 数値目標:連携企業数 173社(平成29年度)→641社(令和2年度)</p> <p>○アジアヘッドクォーター特区 評価指標:外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数 数値目標:4年間で40社以上誘致(対象業種:IoT、ビッグデータ、AI等の第4次産業革命関連企業を中心とした東京(日本)の成長を促す業種)</p> <p>○京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区 評価指標:特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果 数値目標:特区関連事業による投資額 5年間(平成29年度～令和3年度)累計:475億円</p> <p>○アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区</p>

		<p>評価指標:中部地域における航空宇宙産業の生産高 数値目標:8.7千億円(平成25年度)→11.8千億円(令和2年度)</p> <p>代替指標:中部地域における航空機・部品の生産高 数値目標:5.8千億円(平成25年度)→8.2千億円(令和2年度)</p> <p>○関西イノベーション国際戦略総合特区 評価指標:研究段階(入口)における効果 数値目標:特区支援制度活用による医薬品・医療機器関連設備投資額 平成23年度～令和3年度の累積570億円</p> <p>○グリーンアジア国際戦略総合特区 評価指標:当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高 数値目標:年間売上高 約0.2兆円(平成22年12月現在)→約5.19兆円(令和2年12月)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置を通じて、特区内の産業拠点形成に係る設備投資が促進され、民間事業者による事業活性化の拡大を通じ、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積へとつながる。 これにより、各特区が数値目標として掲げる、関連する産業の年間生産高・年間売上高や関連企業の投資額や誘致数等の数値目標の達成が実現される。 例えば、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用により食の研究開発拠点の形成に向けた取組が進められることを通じ、農産物や加工品等の輸出・輸入代替が促進されるため、産業の国際競争力の向上に繋がる。 つくば国際戦略総合特区であれば、本税制措置の積極的活用により、ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化が促進され、国際競争力の向上に繋がる。 アジアヘッドクォーター特区であれば、本税制措置の活用により外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致に関する投資が促進されるため、産業・企業の集積に繋がる。 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用によって革新的な医薬品・医療機器の研究開発等に用いる設備投資が促進され、医療分野における経済波及効果の増加に繋がる。 アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区であれば、本税制の活用により航空機や部品製造に係る設備投資が促進されるため、当該産業の拠点形成による生産高増加に繋がる。 関西イノベーション国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用により新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や治験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も活発化される。 グリーンアジア国際戦略総合特区であれば、本税制の活用により我が国のグリーンイノベーションを先導する環境を軸とした自動車産業等に関する設備投資が促進される。</p>
--	--	---

			<p>このように、各特区における数値目標の達成実現によって、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化とも相まって、政策目的である「我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る」ことに寄与する。</p>																																				
10	有効性等	① 適用数	<p>《延長分》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和1</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人</td> <td>61</td> <td>42</td> <td>44</td> <td>45</td> <td>33</td> <td>40</td> <td>26</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>うち特別償却</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>うち税額控除</td> <td>-</td> <td>38</td> <td>39</td> <td>35</td> <td>26</td> <td>40</td> <td>20</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年度～令和3年度は見込み ※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの ※法人の適用を受けたが本税制措置を活用しなかったケースがあり、適用法人数に対して特別償却活用法人数と税額控除活用法人数の合計が合わない年度がある。 ※平成26年度においては集計方法が違っていたため、措置税制ごとの内訳を出していない。</p>	年度区分	平成26	27	28	29	30	令和1	令和2	令和3	適用法人	61	42	44	45	33	40	26	7	うち特別償却	-	4	4	8	5	0	6	0	うち税額控除	-	38	39	35	26	40	20	7
年度区分	平成26	27	28	29	30	令和1	令和2	令和3																															
適用法人	61	42	44	45	33	40	26	7																															
うち特別償却	-	4	4	8	5	0	6	0																															
うち税額控除	-	38	39	35	26	40	20	7																															
		② 適用額	<p>《延長分》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和1</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用特別償却</td> <td>140.8</td> <td>12.9</td> <td>3.1</td> <td>18.6</td> <td>24.5</td> <td>0</td> <td>16.4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>43.3</td> <td>67.8</td> <td>36.2</td> <td>33.0</td> <td>16.7</td> <td>42.2</td> <td>44.0</td> <td>2.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年度～令和3年度は見込み ※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの</p>	年度区分	平成26	27	28	29	30	令和1	令和2	令和3	適用特別償却	140.8	12.9	3.1	18.6	24.5	0	16.4	0	税額控除	43.3	67.8	36.2	33.0	16.7	42.2	44.0	2.8									
年度区分	平成26	27	28	29	30	令和1	令和2	令和3																															
適用特別償却	140.8	12.9	3.1	18.6	24.5	0	16.4	0																															
税額控除	43.3	67.8	36.2	33.0	16.7	42.2	44.0	2.8																															

	③ 減収額	<p>《延長分》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和1</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>79.3</td> <td>70.8</td> <td>36.9</td> <td>41.2</td> <td>24.7</td> <td>46.5</td> <td>52.7</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>4.6</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>0.4</td> <td>0</td> <td>0.2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>10.1</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.8</td> <td>1.0</td> <td>0</td> <td>0.5</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※令和元年度～令和3年度は見込み ※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの</p>	年度区分	平成26	27	28	29	30	令和1	令和2	令和3	法人税	79.3	70.8	36.9	41.2	24.7	46.5	52.7	3.0	法人住民税	4.6	0.4	0.1	0.3	0.4	0	0.2	0	法人事業税	10.1	0.8	0.2	0.8	1.0	0	0.5	0	
年度区分	平成26	27	28	29	30	令和1	令和2	令和3																															
法人税	79.3	70.8	36.9	41.2	24.7	46.5	52.7	3.0																															
法人住民税	4.6	0.4	0.1	0.3	0.4	0	0.2	0																															
法人事業税	10.1	0.8	0.2	0.8	1.0	0	0.5	0																															
	④ 効果	<p>《効果》</p> <p>○達成目標の実現状況 国際戦略総合特区7区域において、指定時に定められた「おおむね5年以内を目安とした計画目標」の終了時期が順次到来したため、特区計画の延長を行うにあたり、各特区において評価指標の見直しや新たな目標値の設定等を行った。 租税特別措置等の効果について、国際戦略総合特別区域計画及び国際戦略総合特別区域評価書により把握された各特区の代表的な数値目標及び実績値により、達成状況及び効果を以下のとおり検証する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区</th> <th>数値目標</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">評価指標</td> <td>平成26年度</td> <td rowspan="6">特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額 (増加額累計)</td> <td>430 億円</td> <td>385 億円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>776 億円</td> <td>776 億円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>1,310 億円</td> <td>1,214 億円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>170 億円</td> <td>179 億円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>510 億円</td> <td>600 億円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>2,600 億円</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区		数値目標	実績値	評価指標	平成26年度	特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額 (増加額累計)	430 億円	385 億円	平成27年度	776 億円	776 億円	平成28年度	1,310 億円	1,214 億円	平成29年度	170 億円	179 億円	平成30年度	510 億円	600 億円	令和3年度	2,600 億円	-													
北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区		数値目標	実績値																																				
評価指標	平成26年度	特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額 (増加額累計)	430 億円	385 億円																																			
	平成27年度		776 億円	776 億円																																			
	平成28年度		1,310 億円	1,214 億円																																			
	平成29年度		170 億円	179 億円																																			
	平成30年度		510 億円	600 億円																																			
	令和3年度		2,600 億円	-																																			

※ 特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、平成 29 年度より新たな目標値を設定。

<評価指標の算定根拠>
 輸出額(アウトバウンド) + 輸出額(インバウンド)
 + 輸入代替等で算定している。
 なお、特区事業に位置付けられた事業について、対象となる事業者へのヒアリングを通して以下により輸出額及び輸入代替等の額を把握している。
 輸出額⇒企業等における農水産物、加工食品の輸出拡大を目的に実施している事業
 輸入代替等⇒(ア)原材料(農水産物)を輸入品から国産品(国産品)へ切り替えることを目的に実施している事業、(イ)国産原材料を活用し、高付加価値化した加工食品の新たな市場の創出により、結果として輸入品の国産化に寄与する事業(輸入がない品目を対象とする事業及び地産地消を主目的とする事業を除く)。

付加価値の高い農林水産物、加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な技術の研究開発、当該技術を活用する事業として、本税制を活用して熱収支を改善したバイオガスプラント(高性能メタン発酵システム)の施設整備で 6 件の整備を進めている。今後は化学肥料の削減や農業生産体制の強化が図られ、当該指標への寄与が期待される。

平成 30 年度までは概ね目標を達成し、過去を通して設定した目標と同程度の成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 6 法人で約 4,463 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により食の研究開発拠点の形成に向けた取組が進められたことを通じ、農産物や加工品等の輸出・輸入代替が促進されたため、産業の国際競争力の向上に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

つくば国際戦略総合特区		数値目標	実績値
評価指標	平成 26 年度	87プロジェクト	87プロジェクト
	平成 27 年度	97プロジェクト	97プロジェクト
	平成 28 年度	107プロジェクト	97プロジェクト
	平成 29 年度	173 社	233 社
	平成 30 年度	329 社	451 社
	令和 2 年度	641 社	—
	度		

※ 特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、平成 29 年度より新たな目標値を設定。

<評価指標の算定根拠>
 研究実施機関と共同研究契約等(覚書を含む)を締結して、研究プロジェクトに係る研究に従事する研究者が所属している企業数(研究機関に研究者を志向させている企業を含む)。

平成 29 年度・平成 30 年度ともに数値目標を上回る結果となっている。本税制措置の活用する法人がなかったことを踏まえると、本税制措置の活用により当該指標に影響を与えたとは言い難い。
 特区による今後の本税制措置の積極的活用により、更にライフィノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化が促進され、政策目的及び特区目標の達成に寄与することが期待される。

アジアヘッドクォーター特区		数値目標	実績値	
評価指標	平成 26 年度	外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致数(累計)	20 社	31 社
	平成 27 年度		35 社	46 社
	平成 28 年度		5 年間で 50 社	50 社
	平成 29 年度		10 社	10 社
	平成 30 年度		20 社	20 社
	令和 2 年度		4 年間で 40 社	—

※ 特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、平成 29 年度より新たな目標値を設定。

<評価指標の算定根拠>
 特区進出企業の申請数(実数)による。

平成 26 年度から平成 30 年度まで目標を達成し、過去を通して成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 2 法人で約 21,844 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致に関する投資が促進されたため、産業・企業の集積に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区			数値目標	実績値
評価	平成 26 年度	医療・健康産業の創出に伴う経済波及効果	46 億円	27 億円

平成 27 年度	(核体・情報基盤に対する設備投資額(累計))	79 億円	50 億円
平成 28 年度		110 億円	97 億円
平成 29 年度		115 億円	119 億円
平成 30 年度		81 億円	141 億円
令和 3 年度		99 億円	—

※ 特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、平成 29 年度より新たな目標値を設定。

<評価指標の算定根拠>

特区区域内における関連事業による投資額(実数)

平成 26 年度、平成 27 年度及び平成 28 年度は目標未達成で、過去を通して目標よりもやや成果が低いが、平成 29 年度は目標を達成し、平成 30 年度においては目標値を大きく上回る成果となっている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が6法人で約 2.674 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用によって一定程度の革新的な医薬品・医療機器の研究開発等に用いる設備投資が促進され、医療分野における経済波及効果の増加に繋がっているため、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に一定の効果があるといえ、今後も本税制の一層の活用が期待される。

特に殿町区域では、平成 28 年 4 月に供用開始された「ライフノーションセンター」内の事業者において設備投資減税の活用が増加しており、事業推進を加速している。また、それ以外の事業所においても設備投資減税が活用されている。

アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区		数値目標	実績値
平成 26 年度	我が国(中部地域(愛知県・岐阜県を中心とした5県))の航空宇宙産業の国際市場シェア (代替指標:中部地域における航空機・部品の生産高)	5,200 億円	7,150 億円
平成 27 年度		5,800 億円	8,547 億円
平成 28 年度		6,700 億円	7,393 億円
平成 29 年度		7,000 億円	7,925 億円
平成 30 年度		7,400 億円	7,598 億円
令和 2 年度		中部地域における航空宇宙産業の生産高 (代替指標:中部地域における航空機・部品の生産高)	8,200 億円

<評価指標の算定根拠>

「中部地域における航空機・部品の生産高」(「管内主要製品生産実績」(経済産業省中部経済産業局))

平成 26 年度から平成 30 年度にかけて毎年度目標を達成し、継続的に成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 80 法人で約 60,947 百万円であったことを踏まえると、本税制の活用により航空機や部品製造に係る設備投資が促進されたため、当該産業の拠点形成による生産高増加に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

効果の一例を挙げると平成 29 年度にはボーイング(787・777X)関係の開発、量産事業を実施する事業に対して、本税制の活用により設備投資が 18 法人により行われており、生産能力の拡充が図られているところ。本事業を通して生産高や輸出額等の増加に繋がっており目標達成に大きく寄与している。

関西イノベーション国際戦略総合特区		数値目標	実績値	
評価指標	平成 26 年度	研究段階(入口)における効果 特区支援制度活用による医薬品・医療機器関連設備投資額(累積)	164 億円	142 億円
	平成 27 年度		307 億円	323 億円
	平成 28 年度		450 億円	443 億円
	平成 29 年度		470 億円	510 億円
	平成 30 年度		490 億円	590 億円
	令和 3 年度		570 億円	—

<評価指標の算定根拠>

研究開発が活発化される指標として、関西の特区支援活用による医薬品・医療機器の設備投資額および研究開発費で評価する。入口段階で総合特区の支援を受けた事業者に対するヒアリング(設備投資額)と、総合特区参画の製薬8社の決算短信等(研究開発費)にて把握。

平成 29 年度・平成 30 年度においては目標を達成している。過去を通して概ね設定した目標値で推移している。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 45 法人で約 44,640 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や治験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も活発化されているため、当該産業の国際競争力の向上に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

本税制支援により企業や研究機関において、研究施設の設置や研究設備の導入が進められ、イノベーションを創出する基盤が整っていく中で、ライフ分野では、基礎・臨床・実証研究等が進展し、それら取組によって、薬事申請に繋がった案件が着実に増加しており、出口に向けた成果が現れてきている。

加えて、平成 29 年度には、神戸医療産業都市にある「神戸医療イ

ノベーションセンター」が稼働し、平成 30 年度には、大阪国際がんセンターに隣接する、大阪重粒子線センターが治療を開始することになっている。さらに、令和元年度には、国立循環器病研究センターの移転が完了し、建物内のオープンイノベーションセンターや施設に隣接するオープンイノベーションパークに、企業や研究機関が立地することが見込まれており、多くの先端的な研究開発が進められることになると考えている。このように、関西における医薬品・医療機器・再生医療等の研究開発は一層、強化・推進されるものと期待される。

グリーンアジア国際戦略総合特区		数値目標	実績値	
評価指標	平成 26 年度	当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高	1.27 兆円	1.28 兆円
	平成 27 年度		1.65 兆円	2.03 兆円
	平成 28 年度		2.1 兆円	2.4 兆円
	平成 29 年度		2.67 兆円	3.1 兆円
	平成 30 年度		3.35 兆円	3.53 兆円
	令和 2 年度		5.19 兆円	—

<評価指標の算定根拠>
当該地域におけるが環境を軸とした産業の年間売上高(実数)

平成 26 年度から平成 30 年度まで目標を達成し、過去を通して成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 91 法人で約 113.947 百万円であったことを踏まえると、本税制の活用により我が国のグリーンイノベーションを先導する環境を軸とした自動車産業等に関する設備投資が促進されたため、当該産業の年間売上高の増加に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

税制支援措置の活用により、生産拠点化に向けた積極的な設備投資、新たな事業展開が行われ、生産機能に加え研究開発機能の集積・強化がなされるなど、開発から生産までの一貫した拠点化が進み、国際競争力の強化が進展している。
また、大手から中小まで幅広い企業が本措置を活用して設備投資を実施しており、県内の自動車関連企業数は、特区指定前の 434 社(平成 22 年)から 541 社(平成 29 年)に約 25%増加しており、特区による支援の効果が表れている。

本税制措置については、租税透明化法に基づき把握される上位 10

			<p>社の適用額の合計の割合が高いが、これは1件当たりの取得額が高額な建物や機械装置等において適用額が大きくなっていることに由来するものである。本税制措置の目的はより多くの法人に本税制措置を活用していただき、より多くの設備投資を実現することであるため、1件当たりの取得額の大小を重視しているものではない。過去(平成 26 年度から平成 30 年度まで)の適用法人数が 225 法人であることを踏まえると、多くの法人に活用され多くの設備投資に繋がっているため、本税制措置は目標の実現に寄与しているといえる。また、将来(令和元年度から令和3年度まで)の適用見込法人数が 73 法人であることを踏まえると、多くの法人に活用され多くの設備投資に繋がることが見込まれるため、本税制措置は目標の実現に寄与するといえる。</p> <p>また、本税制において、H28～H29 の2年間に実施された税制支援対象設備投資額は約 800 億円に上ることから、総合経済波及効果は約 2,570 億円、雇用誘発効果は 7,515 人と算出され、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化とも相まって、政策目的である「我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る」ことに寄与するといえる。(あずさ監査法人調査調べ)。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>特区への調査結果によると、平成 26 年度から平成 30 年度までにおける適用法人数が 225 法人、適用額が約 396 億円であった。また、延長分の令和 2 年度から令和3年度については適用法人見込数が 33 法人、適用額は約 63.2 億円である。 租税特別措置によるインセンティブによりこれらの設備投資が実現し、各特区の数値目標の達成につながるため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置であると考えている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。 補助金等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業</p>

			者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。 一方、本税制措置は、設備投資にかかる特別償却や投資税額控除を設けることにより、国際競争力の高い産業の集積を図るものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	総合特別区域法第5条において、指定地方公共団体の責務として、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 29 年 8 月 (平成 29 内閣府 04)

適用数等及び減収額の算定根拠

○平成 26 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	61 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	140.8 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	43.3 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	94.0 億円	79.3 億円 + 4.6 億円 + 10.1 億円	⑤ + ⑥ + ⑦
⑤ 法人税	79.3 億円	141 億円 × 25.5% + 43.3 億円	② × 税率 + ③
⑥ 法人住民税	4.6 億円	141 億円 × 25.5% × 12.9%	② × 税率 × 税率
⑦ 法人事業税	10.1 億円	6.1 億円 + 4.1 億円	⑧ + ⑨
⑧ 所得割	6.1 億円	141 億円 × 4.3%	② × 税率
⑨ 地方法人特別税	4.1 億円	141 億円 × 2.9%	② × 税率

※端数計算による誤差あり

○平成 27 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	42 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	12.9 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	67.8 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	72.0 億円	70.8 億円 + 0.4 億円 + 0.8 億円	⑤ + ⑥ + ⑦
⑤ 法人税	70.8 億円	12.9 億円 × 23.9% + 67.8 億円	② × 税率 + ③
⑥ 法人住民税	0.4 億円	12.9 億円 × 23.9% × 12.9%	② × 税率 × 税率
⑦ 法人事業税	0.8 億円	0.4 億円 + 0.4 億円	⑧ + ⑨
⑧ 所得割	0.4 億円	12.9 億円 × 3.1%	② × 税率
⑨ 地方法人特別税	0.4 億円	12.9 億円 × 2.9%	② × 税率

※端数計算による誤差あり

○平成 28 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	44 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	3.1 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	36.2 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	37.1 億円	37.0 億円 + 0.1 億円 + 0.2 億円	⑤ + ⑥ + ⑦
⑤ 法人税	36.9 億円	3.1 億円 × 23.4% + 36.2 億円	② × 税率 + ③
⑥ 法人住民税	0.1 億円	3.1 億円 × 23.4% × 12.9%	② × 税率 × 税率
⑦ 法人事業税	0.2 億円	0.1 億円 + 0.1 億円	⑧ + ⑨
⑧ 所得割	0.1 億円	3.1 億円 × 1.9%	② × 税率
⑨ 地方法人特別税	0.1 億円	3.1 億円 × 2.9%	② × 税率

※端数計算による誤差あり

○平成 29 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	45 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	18.6 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	33.0 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	42.3 億円	41.2 億円+0.3 億円+0.8 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	41.2 億円	(18.6 億円×23.4%+33.0 億円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0.3 億円	18.6 億円×23.4%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0.8 億円	0.7 億円+2.8 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.2 億円	18.6 億円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0.6 億円	18.6 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

○平成 30 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	33 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	24.5 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	16.7 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	26.1 億円	24.7 億円+0.4 億円+1.0 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	24.7 億円	(24.5 億円×23.2%+16.7 億円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0.4 億円	24.5 億円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	1.0 億円	0.2 億円+0.8 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.2 億円	24.5 億円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0.8 億円	24.5 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

○令和元年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	40 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	0 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	42.2 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	46.5 億円	46.5 億円+0 億円+0 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	46.5 億円	(0 億円×23.2%+42.2 億円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0 億円	0 億円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0 億円	0 億円+0 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0 億円	0 億円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0 億円	0 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

○令和2年度

《延長分》

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	26 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	16.4 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	44.0 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	53.4 億円	52.7 億円+0.2 億円+0.5 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	52.7 億円	(16.4 億円×23.2%+44.0 億円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0.2 億円	16.4 億円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0.5 億円	0.1 億円+0.4 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.1 億円	16.4 億円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0.4 億円	16.4 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

○令和3年度

《延長分》

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	7 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	0 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	2.8 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	3.0 億円	3.0 億円+0 億円+0 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	3.0 億円	(0 億円×23.2%+2.8 億円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0 億円	0 億円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0 億円	0 億円+0 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0 億円	0 億円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0 億円	0 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和6年度までに、本税制を活用した事業の目標が十分に達成されること）では、政策目的（地方公共団体の実施する一定の地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を応援すること）の実現状況を十分に明らかにすることができない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 本税制は、民間資金の活用により、地方公共団体の自主的・主体的な地方創生の取組を後押しするための政策税制である。そのため、地方版総合戦略に位置付けられた本税制を活用した地方創生事業の目標が十分に達成されることが本税制の目標と考えている。また、そもそも地方創生の取組は多岐に渡るものであり、様々なステークホルダーの参画による総合的な環境整備の実施等により推進されるものであるが、本税制を活用した事業の目標設定にあたっては、本特例措置以外の要素を極力排除するため、地方版総合戦略上のKPIとは別に、KPIを独自に設定している。あわせて、本税制がなければ事業が実施できなかった事例や本税制によってより良い事業が実施できた事例などについても把握しているところである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成29年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報によると、116件と説明されているが、前回の評価書では「企業版ふるさと納税による税額控除に関する調査」によると、493件と説明されており、疑義がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 前回の評価書の作成時点においては、租特透明化法に基づき把握される情報について、平成29年度分の適用数が公表されていなかったため、地方税の適用数等を調査している平成29年度企業版ふるさと納税による税額控除に関する調査（内閣府実施）における数値を用いていたが、今回の評価書においては、租特透明化法に基づき把握される情報が公表されたため、国税の適用数である116件という数値を用いている。</p> <p>また、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」については、毎年度、本税制を活用した地方公共団体に事業費及び寄附額の実績等を報告させている。平成30年度以降の適用数は、別添3にお示ししたとおり、寄附額の対前年度伸び率を参考に積算している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「前回の評価書の作成時点においては、租特透明化法に基づき把握される情報について、平成29年度分の適用数が公表されていなかったため、地方税の適用数等を調査している平成29年度企業版ふるさと納税による税額控除に関する調査（内閣府実施）における数値を用いていたが、今回の評価書においては、租特透明化法に基づき把握される情報が公表されたため、国税の適用数である116件という数値を用いている」との説明では、租特透明化法に基づき把握される件数と、内閣府が実施する調査に基づき把握される件数が大きく異なることについての説明がなく、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和2年度）について、算定の過程において、「税額控除割合の引上げに係る効果については、企業の負担が4割から1割となることから、寄附額が4倍となると仮定する」と説明されているが、当該「4倍」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 将来の適用数（令和3年度）について、算定の過程において、「税額控除割合の引上げ以外の見直しに係る効果を加味するよう、積算する」、「その他の見直しに係る効果については、1.5倍となると仮定する」と説明されているが、当該「1.5倍」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 税額控除割合の引上げを行った場合にも、企業は引上げ前と同水準の負担で寄附を行うものとし、企業の負担が1/4に軽減される分、企業による寄附が4倍になるものと仮定した上で算出を行っている。</p> <p>② その他の見直しに係る効果による将来の適用数への影響については、各企業の判断によるものが大きく、正確な算出が困難であるものの、手続の簡素化等により、企業の負担が一定程度軽減されることから、その分、企業による寄附が1.5倍になるものと仮定したうえで算出を行っている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「税額控除割合の引上げを行った場合にも、企業は引上げ前と同水準の負担で寄附を行うものとし、企業の負担が1/4に軽減される分、企業による寄附が4倍になるものと仮定した上で算出を行っている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「その他の見直しに係る効果による将来の適用数への影響については、各企業の判断によるものが大きく、正確な算出が困難であるものの、手続の簡素化等により、企業の負担が一定程度軽減されることから、その分、企業による寄附が1.5倍になるものと仮定したうえで算出を行っている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和2年度）について、「税額控除割合を3割から6割に引き上げた場合の試算（〔参考〕参照）に寄附額の対前年度の伸び率4.0を乗じて算出」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p> <p>② 将来の減収額（令和2年度）について、算定の過程において、「税額控除割合の引上げに係る効果については、企業の負担が4割から1割となることから、寄附額が4倍となると仮定する」と説明されているが、当該「4倍」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の適用数（令和3年度）について、算定の過程において、「税額控除割合の引上げ以外の見直しに係る効果を加味するよう、積算する」、「その他の見直しに係る効果については、1.5倍となると仮定する」と説明されているが、当該「1.5倍」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
--

<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 税額控除割合を3割から6割に引き上げた場合の税額控除額については、平成30年度企業版ふるさと納税による寄附に係る税額控除調査（内閣府実施）を基に、回答があった寄附法人ごとに試算し、積上げにより算出している。（詳細については別添3に追記）。</p> <p>② 税額控除割合の引上げを行った場合にも、企業は引上げ前と同水準の負担で寄附を行うものとし、企業の負担が1/4に軽減される分、企業による寄附が4倍になるものと仮定した上で算出を行っている。</p> <p>③ その他の見直しに係る効果による将来の適用数への影響については、各企業の判断によるものが大きく、正確な算出が困難であるものの、手続の簡素化等により、企業の負担が一定程度軽減されることから、その分、企業による寄附が1.5倍になるものと仮定したうえで算出を行っている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 「税額控除割合の引上げを行った場合にも、企業は引上げ前と同水準の負担で寄附を行うものとし、企業の負担が1/4に軽減される分、企業による寄附が4倍になるものと仮定した上で算出を行っている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「その他の見直しに係る効果による将来の適用数への影響については、各企業の判断によるものが大きく、正確な算出が困難であるものの、手続の簡素化等により、企業の負担が一定程度軽減されることから、その分、企業による寄附が1.5倍になるものと仮定したうえで算出を行っている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和6年度までに、本税制を活用した事業の目標が十分に達成されること）に対する過去の効果（平成28年度及び29年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標（令和6年度までに、本税制を活用した事業の目標が十分に達成されること）に対する過去の直接的な効果について、「上記に示したアンケートにおける本税制を活用した事業の目標の達成状況については、本税制の直接的な効果を把握したものであり、目標値である8割をおおよそ達成しており」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握し、令和元年度までに累計75億円、本税制の拡充・延長が行われた場合には、令和6年度までに累計約1,000億円以上となること）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 測定指標（本税制を活用した事業の目標の達成状況）を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握することとしていたところであり、寄附額実績は着実に積み上がっている（平成28年度：7.5億円、平成29年度：23.6億円、平成30年度：34.5億円）。なお、国としては、適用期限を迎えるタイミング（令和元年度）で、本税制を活用した事業の目標の達成状況について検証している。 ※令和2年度以降は、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」等とあわせて毎年度把握する予定。</p> <p>② 本税制は、民間資金の活用により、地方公共団体の自主的・主体的な地方創生の取組を後押しするための政策税制である。そのため、地方版総合戦略に位置付けられた本税制を活用した地方創生事業の目標が十分に達成されることが本税制の目標と考えている。また、そもそも地方創生の取組は多岐に渡るものであり、様々なステークホルダーの参画による総合的な環境整備の実施等により推進されるものであるが、本税制を活用した事業の目標設定にあたっては、本特例措置以外の要素を極力排除するため、地方版総合戦略上のKPIとは別に、KPIを独自に設定している。あわせて、本税制がなければ事業が実施できなかった事例や本税制によってより良い事業が実施できた事例などについても把握</p>

<p>しているところである。</p> <p>③ 寄附額については、①のとおり、②の測定指標を補完するものとして把握している。②と同様、そもそも地方創生の取組は多岐に渡るものであり、様々なステークホルダーの参画による総合的な環境整備の実施等により推進されるものであるが、本税制がなければ事業が実施できなかった事例や本税制によってより良い事業が実施できた事例などについても把握しているところである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「測定指標（本税制を活用した事業の目標の達成状況）を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握することとしていたところであり、寄附額実績は着実に積み上がっている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「本税制を活用した事業の目標設定にあたっては、本特例措置以外の要素を極力排除するため、地方版総合戦略上のKPIとは別に、KPIを独自に設定している」との説明だけでは、当該独自に設定しているKPIが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果を表すものであることが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「寄附額については、①のとおり、②の測定指標を補完するものとして把握している。②と同様、そもそも地方創生の取組は多岐に渡るものであり、様々なステークホルダーの参画による総合的な環境整備の実施等により推進されるものであるが、本税制がなければ事業が実施できなかった事例や本税制によってより良い事業が実施できた事例などについても把握しているところである」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和6年度までに、本税制を活用した事業の目標が十分に達成されること）に対する将来の効果について、「次年度以降も毎年度、8割以上を推移し、本税制を活用した事業が着実に実施されることが見込まれる」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（令和6年度までに、本税制を活用した事業の目標が十分に達成されること）に対する将来の直接的な効果について、「上記に示したアンケートにおける本税制を活用した事業の目標の達成状況については、本税制の直接的な効果を把握したものであり、目標値である8割をおおよそ達成しており、次年度以降も毎年度、8割以上を推移し、本税制を活用した事業が着実に実施されることが見込まれる」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握し、令和元年度までに累計75億円、本税制の拡充・延長が行われた場合には、令和6年度までに累計約1,000億円以上となること）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 現時点においても、「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」が約8割であり、今後、進捗状況が後退する（「やや目標達成困難」「目標達成困難」となる）ことは、災害等の外部要因がない限り考えにくいことから、今後も8割以上を達成するものと考えている。</p> <p>② 本税制は、民間資金の活用により、地方公共団体の自主的・主体的な地方創生の取組を後押しするための政策税制である。そのため、地方版総合戦略に位置付けられた本税制を活用した地方創生事業の目標が十分に達成されることが本税制の目標と考えている。また、そもそも地方創生の取組は多岐に渡るものであり、様々なステークホルダーの参画による総合的な環境整備の実施等により推進されるものであるが、本税制を活用</p>

した事業の目標設定にあたっては、本特例措置以外の要素を極力排除するため、地方版総合戦略上のKPIとは別に、KPIを独自に設定している。あわせて、本税制がなければ事業が実施できなかった事例や本税制によってより良い事業が実施できた事例などについても把握しているところであり、今後もこういった事例が積み上がっていくものと考えている。

- ③ 寄附額については、②の測定指標を補完するものとして把握している。②と同様、そもそも地方創生の取組は多岐に渡るものであり、様々なステークホルダーの参画による総合的な環境整備の実施等により推進されるものであるが、本税制がなければ事業が実施できなかった事例や本税制によってより良い事業が実施できた事例などについても把握しているところであり、今後もこういった事例が積み上がっていくものと考えている。

【点検結果】

- ① 「現時点においても、「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」が約8割であり、今後、進捗状況が後退する（「やや目標達成困難」「目標達成困難」となる）ことは、災害等の外部要因がない限り考えにくいことから、今後も8割以上を達成するものと考えている」との説明では、現時点での「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」が74.9%であるにもかかわらず、令和2年度以降は8割以上を達成するという予測の理由が説明されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 「本税制を活用した事業の目標設定にあたっては、本特例措置以外の要素を極力排除するため、地方版総合戦略上のKPIとは別に、KPIを独自に設定している」との説明だけでは、当該独自に設定しているKPIが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果を表すものであることが明らかにされておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 「寄附額については、②の測定指標を補完するものとして把握している。②と同様、そもそも地方創生の取組は多岐に渡るものであり、様々なステークホルダーの参画による総合的な環境整備の実施等により推進されるものであるが、本税制がなければ事業が実施できなかった事例や本税制によってより良い事業が実施できた事例などについても把握しているところであり、今後もこういった事例が積み上がっていくものと考えている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(2)、(3)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充・延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 11) (法人住民税・事業税:義)(地方税 10)
		② 上記以外の税目 -
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・ <u>共管</u> 】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成 28 年度から令和元年度までの間、法人住民税、事業税、法人税に係る税額控除の措置が講じられている。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>地方創生を推進するため、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、更に寄附しやすくなるよう、税制措置の拡充・延長を図る。</p> <p>(1) 令和元年度までとなっている税額控除の特例措置を5年間(令和6年度まで)延長すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度創設(平成 28 年度税制改正)時と同様に、国の次期総合戦略の期間(令和2年度～令和6年度)と合わせる。 <p>(2) 税額控除割合を3割から6割に引き上げること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各税目の控除割合及び法人税の寄附額に対する控除限度額は現行の2倍とする(各税目の税額に対する控除上限は現行のとおり)。 <p>(3) 個別事業を認定する方式から、包括的な認定とし、法適合性を事後報告する方式に転換すること。(認定手続の簡素化)</p> <p>(4) 併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大すること。</p> <p>(5) 寄附時期の制限を大幅に緩和すること。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 42 条の 12 の 2、第 68 条の 15 の 3、附則第 90 条、第 112 条 ・ 租税特別措置法施行令(昭和 32 年 3 月 31 日政令第 43 号)第 27 条の 12 の 2、第 39 条の 45 の 3、附則第 15 条、第 28 条 ・ 租税特別措置法施行規則(昭和 32 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号)第 20 条の 7 の 2、第 22 条の 29 の 2 ・ 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 8 条の 2 の 2、第 9 条の 2 の 2 ・ 地方税法施行規則(昭和 29 年 5 月 13 日総理府令第 23 号)附則第 2 条の 6、第 3 条の 2
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和元年度8月 分析対象期間: 平成 28 年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 28 年度: 新設 平成 31 年度: 運用改善の実施

8	適用又は延長期間	5年間(国の第2期総合戦略の期間(令和2年度～令和6年度))に合わせる)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地方公共団体の実施する一定の地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を応援することを目的とする。 《政策目的の根拠》 まち・ひと・しごと創生法(平成二十六年法律第百三十六号) 第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。 (都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略) 第九条 2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。 一～二 (略) 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項 (市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略) 第十条 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。 一～二 (略) 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項 地域再生法(平成十七年法律第二十四号) 第三章 地域再生計画の認定等 (地域再生計画の認定) 第五条 4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。 二 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略にまち・ひと・しごと創生法第九条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同法第十条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって前号イ又はロに掲

	<p>けるもののうち、地方公共団体(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けないことその他の政令で定める要件に該当する都道府県及び市町村、地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに港湾法第四条第一項の規定による港務局を除く。)が法人からの寄附(当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。)を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの(第十三条の二において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。)に関する事項</p> <p>第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置 第二節 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例 第十三条の二 法人が、認定地方公共団体に対し、認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときは、当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版) (平成30年度12月21日閣議決定) IV. 地方創生に向けた多様な支援-「地方創生版・三本の矢」- 3. 財政支援の矢 (3) 税制 志ある個人や企業の「民の力」を地方創生に効果的に活用する観点から、「しごと」と「ひと」の好循環を生み出し、「まち」を活性化することに資する税制の推進を図る。 ◎地方創生応援税制(企業版ふるさと納税) 「地方版総合戦略」に位置付けられた、地方公共団体が行う地方創生のために効果的な事業について、当該事業に対する企業の寄附に係る法人事業税・法人住民税及び法人税の税額控除の優遇措置を2016年度に創設し、2018年12月現在、507事業が認定を受けている。平成31年度税制改正において、対象事業に地方創生関係交付金による事業も含まれることの明確化等の運用改善を行うこととされている。これらを踏まえ、今後も関係省庁と連携した地方公共団体・企業向け広報活動や、経済三団体をはじめとする経済界への周知活動を展開する。また、2019年1月から新たに実施する優良企業及び地方公共団体の表彰や2018年7月に登録・公表した「企業版ふるさと納税推進リーダー」を中心とした取組により、地方公共団体による更なる制度の活用や地方創生事業への更なる企業の参画を促進する。</p> <p>まち・ひと・しごと創生基本方針2019 (令和元年6月21日閣議決定) III. 各分野の当面の主要な取組 2. 地方への新しいひとの流れをつくる (2) 企業版ふるさと納税の活用促進による民間資金の地方還流 志ある企業が寄附を通じて地方創生の取組を応援する企業版ふるさと納税は、企業と地方公共団体の連携を強化するための支援策として効果的なものである。また、企業が地方創生の推進に寄与することは、企業価値の向上にもつながると期待される。本制度をより一層活</p>
--	--

	<p>用できるよう、今後、企業や地方公共団体の意見を聴き、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、更に寄附しやすくなるよう検討する。</p> <p>VI. 地方創生に向けた多様な支援(地方創生版・三本の矢) 3. 財政支援 (3) 税制 2016年度に創設された地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)については、活用実績が着実に増加し、移住・定住や人材育成・確保、被災地の復興などの事業を促進する優れた事例が出てきている。このような取組を拡大していくため、2019年1月には初めて、他の模範となる企業や地方公共団体を対象とする地方創生担当大臣表彰制度を設けたほか、2019年度から、地方創生推進交付金との併用や基金への積立て要件の緩和などの運用改善を実施している。また、最近のSDGsへの関心の高まり等も鑑み、官民一体となった地方創生の取組を更に促進できるよう、今後、企業や地方公共団体の意見を聴き、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、更に寄附しやすくなるよう検討する。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標4 地方創生の推進 施策目標8 地域再生の推進</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 達成目標については、以下の観点を踏まえ、令和6年度までに、本税制を活用した事業の目標が十分に達成されることとする。 ・企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進 ・地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進 ・本社機能の移転促進税制の補完</p> <p>達成目標に係る測定指標については、本税制の直接的な効果を把握するため、本税制を活用した事業の目標の達成状況とする。達成状況については令和元年度以降毎年度把握することとし、達成すべき水準(目標値)としては、令和6年度まで毎年度、本税制を活用した地方公共団体のうち、「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」と回答した団体が8割を超えることとする。 また、測定指標(本税制を活用した事業の目標の達成状況)を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握し、令和元年度までに累計75億円、本税制の拡充・延長が行われた場合には、令和6年度までに累計約1,000億円以上となることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制により、地方公共団体と企業の間で、地方創生という共通の目標の実現に向けて継続的な協働体制が構築され、持続可能な形で地方創生の取組が発展していくことが期待される。 また、地方公共団体が、他団体と競い合いながら、より明確な目標設定をした上で、企業の協力を得るための工夫を凝らしていくと考えられる。 企業においても、本社機能の移転に至らずとも、本税制を活用することにより、地方公共団体の地方創生の取組に積極的に協力することが可能となる。</p>
--	--

10	有効性等	① 適用数	<p>平成 28 年度: 58 件(実績) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p> <p>平成 29 年度: 116 件(実績) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p> <p>平成 30 年度: 174 件(推計) ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>令和元年度: 174 件(推計) ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>令和2年度: 696 件(推計) ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>令和3年度～令和6年度: 各年度 974 件(推計) ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p>
		② 適用額	<p>平成 28 年度 ・法人税・・・・・・6,095 千円(実績) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ・法人住民税・・4,771 千円(実績) ※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」 ・事業税・・・・・・1,180 千円(実績) ※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」</p> <p>平成 29 年度 ・法人税・・・・・・27,453 千円(実績) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ・法人住民税・・148,039 千円(実績) ※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」 ・事業税・・・・・・90,859 千円(実績) ※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」</p> <p>平成 30 年度 ・法人税・・・・・・27,505 千円(推計)</p>

		<p>・法人住民税・・319,376 千円(実績) ・事業税・・・・・・176,311 千円(実績) ※企業版ふるさと納税による寄附に係る税額控除調査(令和元年6月内閣府実施)をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>令和元年度(推計) ・法人税・・・・・・27,505 千円 ・法人住民税・・319,376 千円 ・事業税・・・・・・176,311 千円 ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>令和2年度(推計) ・法人税・・・・・・447,508 千円 ・法人住民税・・1,884,808 千円 ・事業税・・・・・・1,269,188 千円 ※企業版ふるさと納税による寄附に係る税額控除調査(令和元年6月内閣府実施)をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>令和3年度～令和6年度(各年度)(推計) ・法人税・・・・・・626,511 千円 ・法人住民税・・2,638,731 千円 ・事業税・・・・・・1,776,863 千円 ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p>
	③ 減収額	<p>平成 28 年度 ・法人税・・・・・・6,095 千円(実績) ・法人住民税・・4,771 千円(実績) ・事業税・・・・・・1,180 千円(実績) ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p> <p>平成 29 年度 ・法人税・・・・・・27,453 千円(実績) ・法人住民税・・148,039 千円(実績) ・事業税・・・・・・90,859 千円(実績) ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p> <p>平成 30 年度 ・法人税・・・・・・27,505 千円(推計) ・法人住民税・・319,376 千円(実績) ・事業税・・・・・・176,311 千円(実績) ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p> <p>令和元年度(推計) ・法人税・・・・・・27,505 千円</p>

		<p>・法人住民税・・・319,376 千円 ・事業税・・・・・・・176,311 千円 ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p> <p>令和2年度(推計) ・法人税・・・・・・・447,508 千円 ・法人住民税・・・1,884,808 千円 ・事業税・・・・・・・1,269,188 千円 ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p> <p>令和3年度～令和6年度(各年度)(推計) ・法人税・・・・・・・626,511 千円 ・法人住民税・・・2,638,731 千円 ・事業税・・・・・・・1,776,863 千円 ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p>						
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの事業を促進する優れた事例が出てきており、以下のとおり実績についても着実に積み上がっている。</p> <p>令和元年8月現在</p> <table border="0"> <tr> <td>・認定事業数</td> <td>644 事業</td> </tr> <tr> <td>・総事業費</td> <td>1,333 億円</td> </tr> <tr> <td>・寄附額累計(平成28年度～平成30年度)</td> <td>65.6 億円</td> </tr> </table> <p>※地域再生法施行規則第14条第2項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」(平成28年度:7.5億円、平成29年度:23.6億円、平成30年度:34.5億円)</p> <p>また、国としては、適用期限を迎えるタイミングで、以下のとおり、本税制を活用した事業の目標の達成状況について検証している。※令和2年度以降は、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」等とあわせて毎年度把握する予定。</p> <p>◎企業版ふるさと納税の活用促進に向けたアンケート(令和元年5月内閣府実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域再生計画において設定しているKPIの進捗状況を教えてください。(質問対象:認定申請したことがある地方公共団体) <p>「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」「やや目標達成困難」「目標達成困難」のうち「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」を回答した団体の割合:298団体/398団体(74.9%)</p> <p>上記によれば、目標値である8割をおおよそ達成しており、次年度以降も毎年度、8割以上を推移し、本税制を活用した事業が着実に実施されることが見込まれる。</p> <p>さらに、測定指標(本税制を活用した事業の目標の達成状況)を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を令和元年度までに累計75億円とする成果目標を設定していたが、平成28～30年度の寄附額の累計は66億円(達成率88%)となっている。</p>	・認定事業数	644 事業	・総事業費	1,333 億円	・寄附額累計(平成28年度～平成30年度)	65.6 億円
・認定事業数	644 事業							
・総事業費	1,333 億円							
・寄附額累計(平成28年度～平成30年度)	65.6 億円							

			<p>本税制の拡充・延長が行われた場合、令和6年度までに累計約1,000億円以上の寄附額となると推計しており、本税制を活用した地方創生事業の実施の拡大が見込まれ、事業の目標が十分に達成されるものと考えられる(算定根拠、各年度の寄附額については別紙参照)。</p> <p>加えて、本税制がなければ事業が実施できなかった事例や本税制によってより良い事業が実施できた事例などについても報告を受けているところである。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>上記に示したアンケートにおける本税制を活用した事業の目標の達成状況については、本税制の直接的な効果を把握したものであり、目標値である8割をおおよそ達成しており、次年度以降も毎年度、8割以上を推移し、本税制を活用した事業が着実に実施されることが見込まれる。</p>
		⑤	<p>税収減を是認する理由等</p> <p>企業が地方公共団体の地方創生事業に関与することは、企業の地域貢献への機運及び寄附文化の醸成、事業の質の向上や地方公共団体と企業との新たなパートナーシップの構築、地方公共団体における安定的な財源確保に役立つものである。本要望の実現により、地方創生事業に対する企業の協力が飛躍的に拡大し、減収額を上回る事業費の確保を期待することができる。</p>
11	相当性	①	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>地方創生実現のためには、企業が自主的な判断により、地方公共団体の地方創生の取組に積極的に関与させることが重要であり、企業を地方創生を実現する上でのステークホルダーとして参画させ、持続可能な地方創生の取組につなげていくためには、国が使途などを定める補助金ではなく、租税特別措置によることが妥当である。</p>
		②	<p>他の支援措置や義務付け等の役割分担</p> <p>-</p>
		③	<p>地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本税制の拡充・延長により、企業において、地域貢献への機運及び寄附文化の醸成が図られ、地方公共団体が実施する地方創生事業の質の向上や地方公共団体と企業との新たなパートナーシップの構築に寄与するとともに、地方公共団体においては、安定的な財源確保が可能となる。以上のことから、地方公共団体が協力する相当性が認められる。</p>
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成30年8月(H30内閣05)

企業版ふるさと納税を活用した寄附額について

<成果目標：令和元年度末までの寄附額累計 75 億円>

- 達成目標に係る測定指標を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を令和元年度までに累計 75 億円とする成果目標を設定しているが、令和元年 8 月現在では、約 100 億円を見込んでおり、達成できる見込みである。

	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 見込	計
寄附額 (千円)	746,927	2,355,018	3,454,539	3,511,354	10,067,838

- (※1) 平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度の寄附額については、地域再生法施行規則第 14 条第 2 項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づき算出した。
- (※2) 令和元年度の寄附額については、平成 28 年度第 1 回～令和元年度第 2 回までに認定された地域再生計画に記載されている寄附見込額の合計である。

<拡充・延長された場合>

- 拡充・延長された場合の令和 6 年度までの寄附額累計について、以下のとおり積算した結果、1,000 億円程度の寄附額を見込んでいる。
 - (1) 平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度の寄附額については、地域再生法施行規則第 14 条第 2 項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づき算出する。
 - (2) 令和元年度の寄附額については、平成 28 年度第 1 回～令和元年度第 2 回までに認定された地域再生計画に記載されている寄附見込額の合計である。
 - (3) 令和 2 年度の寄附額については、税額控除割合を 3 割から 6 割に上げた場合の効果を加味するよう、積算する。
 - ・ 税額控除割合の引上げに係る効果については、企業の負担が 4 割から 1 割となることから、寄附額が 4 倍となると仮定する。
 (令和元年度の寄附額) × (税額控除割合の引上げに係る効果)
 = 35.1 (億円) × 4
 = 140.4 (億円)
 ≒ 140 (億円)
 - (4) 令和 3 年度の寄附額については、税制改正を踏まえた制度の活用が浸透してくることから、税額控除割合の引上げ以外の見直しに係る効果を加味するよう、積算する。
 - ・ その他の見直しに係る効果については、1.5 倍となると仮定する。
 (令和 2 年度の寄附額) × (その他の見直しに係る効果)
 = 140 (億円) × 1.5
 = 210 (億円)
 ≒ 200 (億円)
 - (5) 令和 3 年度～令和 6 年度は、同額で推移するものとする。

	H28 実績	H29 実績	H30 実績	R1 見込	R2 推計	R3 推計	R4 推計	R5 推計	R6 推計	計
寄附額 (億円)	7.5	23.6	34.5	35.1	140	200	200 以上	200 以上	200 以上	1,040.7 以上 ≒ 1,000 以上
累計 (億円)	-	-	-	100.7	240.7 ≒ 240	440	640 以上	840 以上		1,040.7 以上 ≒ 1,000 以上

平成 30 年度企業版ふるさと納税に係る減収額について

- 「企業版ふるさと納税による寄附に係る税額控除調査」(※1)に基づき、以下のとおり法人税控除額を算出した(※2)。
 (※1) 平成 30 年度の税額控除額の実績を把握するため、内閣府が令和元年 5 月に全都道府県向けに調査を実施したものであり、地方税である法人住民税及び事業税を調査対象としている。
 (※2) 本調査で得られた特定寄附金税額控除額(実績)と法人住民税のみで全額控除した場合の金額を比較し、その差額を法人税控除額として算出している。

寄附件数	805	件	a
特定寄附金の額	1,734,409	千円	b
特定寄附金税額控除額(地方税)(実績)	495,687	千円	c
法人住民税	319,376	千円	d
法人道府県民税法人税割	79,844	千円	e
法人市町村民税法人税割(推定)	239,532	千円	f=e×3
事業税	176,311	千円	g
法人税控除額(国税)(試算)	27,505	千円	h=j-d
法人住民税(控除上限額)(※法人住民税で全額控除)	346,881	千円	j=b×0.2

<平成 30 年度地方創生応援税制減収額>

法人税	<u>27,505 千円</u>
法人住民税	<u>319,376 千円</u>
事業税	<u>176,311 千円</u>

平成 30 年度～令和 6 年度地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）
に係る適用件数・適用額・減収額の推計について

- 平成 30 年度～令和 6 年度における適用件数及び令和元年度～令和 6 年度における適用額・減収額については、別紙「企業版ふるさと納税を活用した寄附額について」で積算した寄附額の対前年度の伸び率を乗じることで算出する。なお、平成 30 年度の適用額については、別紙「平成 30 年度企業版ふるさと納税に係る減収額について」のとおり、企業版ふるさと納税による寄附に係る税額控除調査に基づき、令和 2 年度の適用額については、税額控除割合を 3 割から 6 割に引き上げた場合の試算（[参考] 参照）に寄附額の対前年度の伸び率を加味し、算出している。

年度	H28→H29	H29→H30	H30→R1	R1→R2	R2→R3	R3→R4	R4→R5	R5→R6
寄附額の対前年度の伸び率	3.1	1.5	1.0	4.0	1.4	1	1	1

<適用件数> (単位：件)

年度	H28実績	H29実績	H30推計	R1推計	R2推計	R3推計	R4推計	R5推計	R6推計	合計
件数	58	116	174	174	696	974	974	974	974	9,010

<適用額> (単位：千円)

年度	H28実績	H29実績	H30推計	R1推計	R2推計	R3推計	R4推計	R5推計	R6推計	合計
法人税	6,095	27,453	27,505推計	27,505	447,508	626,511	626,511	626,511	626,511	3,042,110
法人住民税	4,771	148,039	319,376実績	319,376	1,884,808	2,638,731	2,638,731	2,638,731	2,638,731	13,231,294
事業税	1,180	90,859	176,311実績	176,311	1,269,188	1,776,863	1,776,863	1,776,863	1,776,863	8,821,301

※令和 2 年度の適用額については、税額控除割合を 3 割から 6 割に引き上げた場合の試算（[参考] 参照）に寄附額の対前年度の伸び率 4.0 を乗じて算出している。

<減収額>

- ・ 税額控除であるため、適用額と同額

[参考]

- 「4 内容<要望の内容> (2)」のとおり税額控除割合を引き上げた場合、試算結果は以下のとおり。

(単位：千円)

	全額控除できた場合	控除可能額計	国税	地方税	控除			控除不能額
					事業税	法人住民税(都道府県)	法人住民税(市町村)	
控除額(構成割合)	1,011,025	900,376	111,877(12.4%)	788,499(87.6%)	317,297(35.2%)	67,315(7.5%)	403,887(44.9%)	110,649

<試算方法>

- 「平成 30 年度の企業版ふるさと納税による寄附に係る税額控除調査」（令和元年 6 月に回答を得られたものに限る）を基に試算。

<現行制度での試算結果>

(単位：千円)

	全額控除できた場合	控除可能額計	国税	地方税	控除			控除不能額
					事業税	法人住民税(都道府県)	法人住民税(市町村)	
控除額(構成割合)	505,512	476,011	44,350(9.3%)	431,661(90.7%)	163,165(34.3%)	38,356(8.1%)	230,140(48.3%)	29,501

- 上記に基づき、以下の条件により、税額控除割合を引き上げた場合について回答があった寄附法人ごとに試算し、積上げにより算出している。
 - ・ 税額控除割合を引き上げた場合の各税目の控除割合、法人税の寄附額に対する控除限度額は現行の 2 倍とした。（控除上限額は現行のとおり）
 - ・ 法人住民税：寄附額の 4 割。（法人住民税法税率割額の 20% が上限）
 - ・ 法人事業税：寄附額の 2 割。（法人事業税額の 20% が上限）
 - ・ 法人税：法人住民税の控除額が 4 割に達しない場合、その残額を控除。ただし、寄附額の 2 割を限度。（法人税額の 5% が上限）
 - ・ 各税目の税率は以下の税率を用いた。
 - ・ 法人税率：23.2%
 - ・ 法人住民税率：道府県民税率 1.0%（標準税率）、市町村民税率 6.0%（標準税率）
 - ・ 法人事業税率：7.0%
- 令和 2 年度の適用額については、税額控除割合を 3 割から 6 割に引き上げた場合の試算に寄附額の対前年度の伸び率 4.0 を乗じて算出している（税額控除割合の引上げに係る効果については、企業の負担が 4 割から 1 割となることから、寄附額が 4 倍となると仮定している（別添 1））。

法人税：111,877 × 4.0 = 447,508

法人住民税：(67,315 + 403,887) × 4.0 = 1,884,808

法人事業税：317,297 × 4.0 = 1,269,188

